

# 第101回 定時株主総会 招集ご通知

**開催日時** 2025年6月27日(金曜日) 午前10時

**開催場所** TKPガーデンシティPREMIUM池袋  
東京都豊島区南池袋1-16-15 ダイヤゲート池袋4階

**決議事項**

|       |                                  |
|-------|----------------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件                          |
| 第2号議案 | 取締役6名選任の件                        |
| 第3号議案 | 監査役2名選任の件                        |
| 第4号議案 | 補欠監査役1名選任の件                      |
| 第5号議案 | 当社株式の大量買付行為への対応方針（買収への対応方針）の更新の件 |

今後の状況により、株主総会の運営・会場に大きな変更が生じる場合には、当社ウェブサイト（<https://www.shindengen.co.jp/ir/>）にてお知らせいたしますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

## 目次

|          |    |
|----------|----|
| 招集ご通知    | 1  |
| 株主総会参考書類 | 5  |
| 事業報告     | 38 |
| 連結計算書類   | 59 |
| 計算書類     | 62 |
| 監査報告     | 65 |

株 主 各 位

証券コード 6844  
(発送日) 2025年6月6日  
(電子提供措置の開始日) 2025年5月30日

東京都千代田区大手町二丁目2番1号

**新電元工業株式会社**

代表取締役社長 田中 信吉

## 第101回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第101回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。また、以下に記載のとおり、東京証券取引所ウェブサイトにも掲載しております。

【当社ウェブサイト】

<https://www.shindengen.co.jp/ir/stock/soukai/>

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「新電元工業」又は「コード」に当社証券コード「6844」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月26日（木曜日）午後5時30分までに到着するよう議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

|                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>1 日 時</b>               | 2025年6月27日（金曜日）午前10時                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| <b>2 場 所</b>               | 東京都豊島区南池袋1丁目16番15号 ダイアゲート池袋4階<br>TKPガーデンシティPREMIUM池袋                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| <b>3 目的事項</b>              | <p><b>報告事項</b> 1. 第102期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件</p> <p>2. 第102期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件</p> <p><b>決議事項</b> 第1号議案 剰余金処分の件</p> <p>第2号議案 取締役6名選任の件</p> <p>第3号議案 監査役2名選任の件</p> <p>第4号議案 補欠監査役1名選任の件</p> <p>第5号議案 当社株式の大量買付行為への対応方針（買収への対応方針）の更新の件</p>                                                                                                          |
| <b>4 招集にあたっての<br/>決定事項</b> | <p>（1）電子提供措置事項のうち、以下の事項につきましては、法令および当社の定款第22条の規定に基づき、書面交付請求いただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。<br/>なお、監査役および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。<br/>① 連結計算書類の「連結注記表」② 計算書類の「個別注記表」</p> <p>（2）インターネットおよび書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。</p> <p>（3）書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案の賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。</p> |

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.shindengen.co.jp/ir/>）および東証ウェブサイトにおいてその旨、修正前および修正後の事項を掲載させていただきます。



## 議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。  
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。  
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 株主総会に ご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、  
本招集ご通知とあわせてお送りする  
議決権行使書用紙を会場受付へご提  
出ください。

株主総会開催日時

2025年6月27日（金曜日）  
午前10時



### インターネット等で議決権 を行使する方法

次ページの案内に従って、議案の賛  
否をご入力ください。

行使期限

2025年6月26日（木曜日）  
午後5時30分まで



### 書面（郵送）で議決権を 行使する方法

本招集ご通知とあわせてお送りする  
議決権行使書用紙に各議案の賛否を  
ご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2025年6月26日（木曜日）  
午後5時30分到着分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

〇〇〇〇〇〇 御中

株主総会日 議決権の数 XX 株

XXXXXXXXXX月XX日

|  |  |  |
|--|--|--|
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

投票日現在のご所有株式数 XX 株

議決権の数 XX 株

1. \_\_\_\_\_

2. \_\_\_\_\_

ログイン用QRコード

ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXX

パスワード XXXXX

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

#### 第1、4、5号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

#### 第2、3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に  
反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、  
反対する候補者の番号を  
ご記入ください。

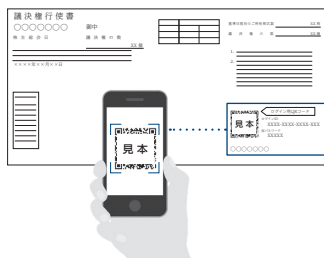
書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

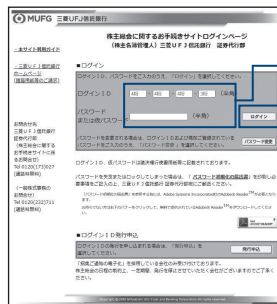
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリックしてください。



- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社CJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

## 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

## 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題のひとつと位置付けており、業界における競争力を維持・強化するための内部留保、株主資本利益率の水準、業績等を総合的に勘案して成果の配分を行っていくことを基本方針としております。当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類  
金銭
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式 1 株につき 金65円  
総額670,601,880円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
2025年6月30日

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名                     | 現在の当社における<br>地位および担当                            | 性別 | 属 性         |
|------------|-------------------------|-------------------------------------------------|----|-------------|
| 1          | た な か のぶよし<br>田中 信吉     | 代表取締役社長<br>営業統括                                 | 男性 | 再 任         |
| 2          | う け が わ おさむ<br>受川 修     | 取締役 兼 専務執行役員<br>財務・リスクマネジメント統括<br>兼 経理・内部監査担当   | 男性 | 再 任         |
| 3          | さ さ き まさひろ<br>佐々木 正博    | 取締役 兼 常務執行役員<br>経営企画・ものづくり・情報・環境統括<br>兼 人事・総務担当 | 男性 | 再 任         |
| 4          | は と り さとし<br>羽鳥 敏       | 上席執行役員<br>経営企画室長                                | 男性 | 新 任         |
| 5          | に し や ま よしひろ<br>西山 佳宏   | 取締役                                             | 男性 | 再 任 社 外 独 立 |
| 6          | き た だ い や え こ<br>北代 八重子 | 取締役                                             | 女性 | 再 任 社 外 独 立 |

- 新 任

 新任取締役候補者
- 再 任

 再任取締役候補者
- 社 外

 社外取締役候補者
- 独 立

 証券取引所等の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

た な か の ぶ よ し  
田 中 信 吉

(1961年7月20日生)

所有する当社株式数

9,500株

再 任



### 略歴、地位、担当

|          |                               |          |                                      |
|----------|-------------------------------|----------|--------------------------------------|
| 1985年 4月 | 当社入社                          | 2017年 6月 | 取締役兼上席執行役員<br>営業本部長兼EVP室担当           |
| 1992年 9月 | シンデゲン・シンガポール・リミ<br>テッド営業部長    | 2018年 4月 | 取締役兼常務執行役員<br>営業本部長兼EVP室担当           |
| 2006年10月 | 経営企画室 企画部長                    | 2020年 4月 | 取締役兼常務執行役員<br>販売部門統括兼CSR室長           |
| 2010年 4月 | 電子デバイス事業本部電子デバイス<br>事業管理室管理部長 | 2022年 4月 | 取締役兼常務執行役員<br>販売統括兼エネルギーシステム事業<br>担当 |
| 2010年 7月 | 電子デバイス事業本部電子デバイス<br>事業管理室長    | 2023年 4月 | 代表取締役社長<br>販売統括                      |
| 2011年 6月 | 執行役員電子デバイス事業本部長               | 2025年 4月 | 代表取締役社長（現）<br>営業統括（現）                |
| 2015年 6月 | 執行役員<br>電子デバイス事業本部長兼営業本部長     |          |                                      |
| 2016年 4月 | 上席執行役員<br>電子デバイス事業本部長兼営業本部長   |          |                                      |
| 2017年 4月 | 上席執行役員<br>営業本部長兼EVP室担当        |          |                                      |

### 重要な兼職

該当なし

### 選任理由

田中信吉氏は、国内外の営業部門に従事し、また、経営企画室、電子デバイス事業本部を牽引するなど、幅広い実務経験と深い知見を有しております。また、2017年6月より取締役を務め、経営の監督を適切に行っております。こうしたことから、持続的な企業価値向上を実現するリーダーとして適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

### 特別の利害関係

田中信吉氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

候補者番号

2

う け が わ  
受 川

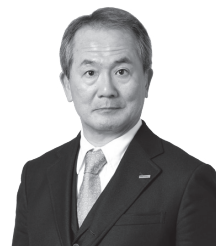
お さ む  
修

(1961年11月11日生)

所有する当社株式数

3,554株

再 任



### 略歴、地位、担当

|          |                              |          |                                                  |
|----------|------------------------------|----------|--------------------------------------------------|
| 1984年 4月 | (株)第一勧業銀行入行                  | 2020年 4月 | 上席執行役員<br>経理・財務・内部監査・情報システム担当                    |
| 2001年 9月 | 同行シンガポール支店副支店長               | 2022年 4月 | 上席執行役員<br>経理・財務・内部監査担当                           |
| 2002年12月 | (株)みずほコーポレート銀行国際業務管理部次長      | 2023年 4月 | 常務執行役員<br>経理・財務・内部監査担当                           |
| 2005年 1月 | 同行台北支店副支店長                   | 2023年 6月 | 取締役兼常務執行役員<br>財務・リスクマネジメント統括<br>兼経理・内部監査担当       |
| 2008年 4月 | 同行国際管理部副部長                   | 2025年 4月 | 取締役兼専務執行役員（現）<br>財務・リスクマネジメント統括<br>兼経理・内部監査担当（現） |
| 2009年 4月 | 同行アジア業務管理部長                  |          |                                                  |
| 2011年 6月 | (株)みずほフィナンシャルグループ<br>監査業務部長  |          |                                                  |
| 2013年11月 | みずほ総合研究所(株)上席執行役員兼教育<br>事業部長 |          |                                                  |
| 2016年 4月 | 当社入社<br>執行役員<br>経理・財務・内部監査担当 |          |                                                  |

### 重要な兼職

該当なし

### 選任理由

受川修氏は、金融機関における国際経験や専門的な知識を有しております。また2016年4月から当社の執行役員として、経理・財務・内部監査等の管理部門の責任者として指揮を執り、主導してまいりました。こうしたことから、当社の企業価値向上に必要な人材であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

### 特別の利害関係

受川修氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

候補者番号

3

さ さ き ま さ ひ ろ  
佐々木 正 博

(1964年 2月20日生)

所有する当社株式数

5,322株

再 任



### 略歴、地位、担当

|          |                                                       |          |                                                    |
|----------|-------------------------------------------------------|----------|----------------------------------------------------|
| 1987年 4月 | 当社入社                                                  | 2015年 6月 | 執行役員<br>技術開発センター長兼新エネルギー<br>技術開発・知的財産担当            |
| 2006年 4月 | パワーシステム事業本部製品開発部<br>長                                 | 2017年 4月 | 執行役員<br>技術開発センター長兼品質・知的財<br>産担当                    |
| 2008年 4月 | パワーシステム事業本部第1設計部長                                     | 2020年 4月 | 上席執行役員<br>経営企画室長兼人事担当                              |
| 2009年 2月 | パワーシステム事業本部設計部長                                       | 2023年 4月 | 常務執行役員<br>経営企画室長兼人事担当                              |
| 2009年10月 | パワーシステム事業本部第1設計部長                                     | 2023年 6月 | 取締役兼常務執行役員<br>生産・SCM統括<br>兼経営企画室長兼人事担当             |
| 2010年10月 | パワーシステム事業本部パワーシ<br>ステム事業部長                            | 2025年 4月 | 取締役兼常務執行役員（現）<br>経営企画・ものづくり・情報・環境<br>統括兼人事・総務担当（現） |
| 2012年 4月 | パワーシステム事業本部副本部長兼<br>パワーシステム事業本部パワーシ<br>ステム事業部長        |          |                                                    |
| 2012年 6月 | 執行役員<br>パワーシステム事業本部長兼パワー<br>システム事業本部パワーシステム事<br>業管理室長 |          |                                                    |
| 2013年 6月 | 執行役員<br>新エネルギー事業本部長                                   |          |                                                    |

### 重要な兼職

該当なし

### 選任理由

佐々木正博氏は、主に設計開発部門に携わり工学博士として豊富な経験と実績を有しております。また2012年6月から当社の執行役員として、新エネルギー事業本部長、技術開発センター長、経営企画室長等を歴任し、高度な執行経験を有しております。こうしたことから、当社の企業価値向上に必要な人材であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

### 特別の利害関係

佐々木正博氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

候補者番号

4

は と り  
羽 鳥

さとし  
敏

(1966年2月24日生)



所有する当社株式数

1,290株

新任

### 略歴、地位、担当

|          |                                    |          |                                     |
|----------|------------------------------------|----------|-------------------------------------|
| 1988年 4月 | 当社入社                               | 2018年 5月 | 電装事業本部電装事業部長                        |
| 2010年 4月 | 電装事業本部電装事業部品質保証部長                  | 2022年 4月 | 執行役員<br>電装事業本部副本部長<br>兼電装事業本部電装事業部長 |
| 2015年10月 | 電装事業本部電装事業部第二設計部長                  | 2024年 4月 | 執行役員<br>電装事業本部副本部長                  |
| 2018年 4月 | 電装事業本部電装事業部長<br>兼電装事業本部電装事業部第二設計部長 | 2025年 4月 | 上席執行役員（現）<br>経営企画室長（現）              |

### 重要な兼職

該当なし

### 選任理由

羽鳥敏氏は、設計、品質保証、営業部門に携わり、長年にわたり電装事業本部の中心的役割を担い、企業価値向上に尽力してまいりました。また、2025年4月から経営の中枢部門である経営企画室の責任者を務めております。こうしたことから、当社の経営に欠かせない人材であると判断し、取締役候補者となりました。

### 特別の利害関係

羽鳥敏氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

候補者番号

5

にし やま よし ひろ  
西山 佳宏

(1955年9月24日生)



所有する当社株式数

一株

再任

社外

独立

### 略歴、地位、担当

|          |                                                                                        |          |                                                      |
|----------|----------------------------------------------------------------------------------------|----------|------------------------------------------------------|
| 1978年 4月 | 日本鉱業(株)入社                                                                              | 2014年 6月 | 日韓共同製錬(株)代表取締役社長                                     |
| 2013年 4月 | JX日鉱日石金属(株)常務執行役員<br>同社金属事業本部副本部長、企画部<br>管掌<br>パンパシフィック・銅(株)常務<br>執行役員<br>日韓共同製錬(株)取締役 | 2015年 6月 | 日比共同製錬(株)代表取締役社長                                     |
| 2013年 6月 | JX日鉱日石金属(株)取締役兼常務執行<br>役員<br>パンパシフィック・銅(株)取締<br>役兼常務執行役員                               | 2016年 1月 | パンパシフィック・銅(株)代表<br>取締役社長                             |
| 2014年 6月 | JX日鉱日石金属(株)金属事業本部長<br>パンパシフィック・銅(株)取締<br>役副社長兼執行役員                                     | 2017年 6月 | JX金属(株)取締役常務執行役員兼金属<br>事業本部長                         |
|          |                                                                                        | 2021年 6月 | 東邦チタニウム(株)代表取締役社長兼社長<br>執行役員                         |
|          |                                                                                        | 2023年 6月 | 東邦チタニウム(株)顧問<br>ソーダニッカ(株)社外取締役 (現)<br>当社社外取締役 (現)    |
|          |                                                                                        | 2024年 5月 | 独立行政法人エネルギー・金属鉱物<br>資源機構金属鉱物資源開発・鉱害防<br>止等専門部会委員 (現) |

### 重要な兼職

ソーダニッカ(株)社外取締役

### 選任理由および期待される役割の概要

西山佳宏氏は、他社の代表取締役を歴任するなど、企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見を有しております。こうしたことから、経営に関して有益なアドバイスをいただけることを期待して、引き続き社外取締役候補者といたしました。

なお、西山佳宏氏の社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

また、同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は同氏を引き続き独立役員とする予定であります。

### 特別の利害関係

西山佳宏氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

### 責任限定契約について

当社は西山佳宏氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としており、本総会において同氏の再任が承認された場合には、当社は同氏との当該契約を継続する予定であります。

候補者番号

6

きた だい や え こ  
**北代 八重子**

(戸籍名：石田 八重子)  
(1970年 8月18日生)



所有する当社株式数

一株

再任

社外

独立

### 略歴、地位、担当

2000年10月 弁護士登録  
2007年 1月 東京簡易裁判所司法委員  
2016年 4月 東京家庭裁判所立川支部調停委員  
2019年 6月 シチズン時計(株)社外監査役 (現)

2021年 6月 (株)いなげや社外取締役 (現)  
2022年 4月 第一東京弁護士会副会長  
2023年 6月 当社社外取締役 (現)

### 重要な兼職

弁護士、シチズン時計(株)社外監査役、(株)いなげや社外取締役

### 選任理由および期待される役割の概要

北代八重子氏は、弁護士としての専門的な知識ならびに経営に関する高い見識を有しており、これらを活かし、経営に対し指導・助言をいただけることを期待して、引き続き社外取締役候補者といたしました。同氏は直接会社経営に関与されたことはありませんが、弁護士としての会社法務に関する幅広い知見や、他社の社外取締役の経験等から社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。なお、北代八重子氏の社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。また、同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は同氏を引き続き独立役員とする予定であります。

### 特別の利害関係

北代八重子氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

### 責任限定契約について

当社は北代八重子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としており、本総会において同氏の再任が承認された場合には、当社は同氏との当該契約を継続する予定であります。

### 第3号議案 監査役2名選任の件

本株主総会終結の時をもって、監査役二瓶晴郷および辻さちえの両氏が任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

監査役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号

1

にへいはるさと  
二瓶晴郷

(1957年8月30日生)

所有する当社株式数

一株

再任

社外

独立



#### 略歴、地位

|          |                         |          |                            |
|----------|-------------------------|----------|----------------------------|
| 1980年 4月 | (株)第一勧業銀行入行             | 2014年 4月 | みずほ総合研究所(株)取締役副社長          |
| 2006年 3月 | (株)みずほコーポレート銀行台北支店長     | 2016年 6月 | 川崎汽船(株)常勤監査役               |
|          |                         | 2017年 6月 | 同社専務執行役員                   |
| 2008年 4月 | 同行執行役員台北支店長             | 2018年 6月 | 同社代表取締役兼専務執行役員             |
| 2009年 4月 | 同行執行役員ヒューマンリソースマネジメント部長 | 2020年 4月 | 同社取締役                      |
| 2010年 4月 | 同行常務執行役員営業担当役員          | 2021年 6月 | 当社社外監査役 (現)<br>(株)JCU社外監査役 |
| 2011年 4月 | (株)みずほ銀行常務執行役員          | 2024年 6月 | 同社社外取締役 (現)                |

#### 重要な兼職

(株)JCU社外取締役

#### 選任理由

二瓶晴郷氏は、他社の取締役を歴任するなど、企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見を有しており、社外監査役としてその職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外監査役候補者といたしました。なお、二瓶晴郷氏の社外監査役在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。また、同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は同氏を引き続き独立役員とする予定であります。

#### 特別の利害関係

二瓶晴郷氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

#### 責任限定契約について

当社は二瓶晴郷氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としており、本総会において同氏の再任が承認された場合には、当社は同氏との当該契約を継続する予定であります。

候補者番号

2

いとう あきこ  
伊藤 章子

(戸籍名：浜田 章子)  
(1979年12月9日生)

所有する当社株式数

一株

新任

社外

独立



### 略歴、地位

|          |                            |          |                                          |
|----------|----------------------------|----------|------------------------------------------|
| 2004年12月 | 新日本監査法人入所                  | 2019年 4月 | ピクシーダストテクノロジーズ(株)<br>社外監査役 (現)           |
| 2008年 7月 | 公認会計士登録                    | 2019年 6月 | ペットゴー(株)社外取締役 (監査等委員) (現)                |
| 2014年10月 | グリフィックス税理士法人入所             | 2023年 1月 | 合同会社アコット代表社員 (現)                         |
| 2014年12月 | 税理士登録                      | 2023年10月 | (株)RevComm社外監査役 (現)                      |
| 2015年 6月 | ペットゴー(株) 社外監査役             | 2023年11月 | プリモグローバルホールディングス(株)<br>社外取締役 (監査等委員) (現) |
| 2017年10月 | 伊藤章子公認会計士・税理士事務所<br>所長 (現) |          |                                          |

### 重要な兼職

公認会計士、税理士、ペットゴー(株) 社外取締役 (監査等委員)、  
ピクシーダストテクノロジーズ(株) 社外監査役、(株)RevComm 社外監査役、  
プリモグローバルホールディングス(株) 社外取締役 (監査等委員)

### 選任理由

伊藤章子氏は、公認会計士・税理士としての専門的な知識・経験を有しており、会計、税務、コンプライアンスに関する業務に長年取り組まれた経験等を当社の監査に反映していただけるものと判断し、社外監査役候補者といたしました。

同氏は直接会社経営に関与されたことはありませんが、公認会計士および税理士としての幅広い知見や、他社の社外取締役および社外監査役の経験等から社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

また、伊藤章子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員としての要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、当社は同氏を独立役員とする予定であります。

### 特別の利害関係

伊藤章子氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

### 責任限定契約について

伊藤章子氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額といたします。

# ■役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告に記載のとおりです。取締役候補者および監査役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

## 【ご参考】

第2号議案および第3号議案が承認可決された場合の経営体制は以下のとおりとなる予定であります。なお、以下の一覧表は、各役員が有する全ての専門性・経験を表すものではありません。

| 氏名     | 地位および担当                                       | 属性       | 企業経営 | 財務・会計 | 法務・コンプライアンス | リスク管理 | 製造・技術・研究開発 | 営業・マーケティング | グローバル | ESG |
|--------|-----------------------------------------------|----------|------|-------|-------------|-------|------------|------------|-------|-----|
| 田中 信吉  | 代表取締役社長                                       |          | ●    |       |             |       |            | ●          | ●     | ●   |
| 受川 修   | 取締役 兼 専務執行役員<br>財務・リスクマネジメント統括<br>兼 経理・内部監査担当 |          | ●    | ●     |             | ●     |            |            | ●     |     |
| 佐々木 正博 | 取締役 兼 常務執行役員<br>技術・ものづくり統括<br>兼 人事・総務担当       |          | ●    |       |             |       | ●          |            |       | ●   |
| 羽鳥 敏   | 取締役 兼 上席執行役員<br>営業・情報・環境統括<br>兼 経営企画室長        |          | ●    |       |             |       | ●          | ●          |       |     |
| 西山 佳宏  | 取締役                                           | 社外<br>独立 | ●    |       |             |       |            |            | ●     |     |
| 北代 八重子 | 取締役                                           | 社外<br>独立 |      |       | ●           |       |            |            |       |     |
| 森田 俊英  | 常勤監査役                                         |          | ●    |       |             | ●     |            | ●          | ●     |     |
| 二瓶 晴郷  | 監査役                                           | 社外<br>独立 | ●    | ●     |             |       |            |            | ●     |     |
| 伊藤 章子  | 監査役                                           | 社外<br>独立 |      | ●     |             | ●     |            |            |       |     |

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める常勤監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。  
補欠監査役候補者は次のとおりであります。

おか      だ      み      た      か  
岡 田      充 孝

所有する当社株式数      52株      (1971年8月26日生)

| 略歴、地位    |         |          |         |
|----------|---------|----------|---------|
| 1995年 4月 | 当社入社    | 2021年10月 | 内部監査部   |
| 2006年12月 | 内部監査室   | 2024年12月 | 監査役付（現） |
| 2015年 4月 | 総務部総務課長 |          |         |

重要な兼職

該当なし

特別の利害関係

岡田充孝氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

## 第5号議案 当社株式の大量買付行為への対応方針（買収への対応方針）の更新の件

当社は、2022年6月29日開催の当社第98回定時株主総会において、当社株式の大量買付行為への対応方針（以下「現プラン」といいます）を継続することについて株主の皆様の承認をいただいております。

現プランの有効期限は2025年6月開催予定の第101回定時株主総会終結の時までであることから、当社では、情勢の変化、企業買収に関する議論の進展等を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益をより一層確保・向上させるための取組みとして、現プランの是非も含めそのあり方について検討を進めてまいりました。

その結果、2025年5月14日の当社取締役会において、2025年6月開催予定の第101回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます）において株主の皆様による承認が得られることを条件に、経済産業省から2023年8月31日付で公表された「企業買収における行動指針」も踏まえ、現プランの内容を改めて検証した結果、文言等の整理を加えたうえで更新することを決議いたしました（以下、更新した後の「当社株式の大量買付行為への対応方針（買収への対応方針）」を「本プラン」といいます）。

なお、当社社外監査役2名を含む監査役3名はいずれも、本プランの具体的運用が適正に行われることを条件として、本プランに同意する旨の意見を述べております。

また、現時点において、大量買付行為に関する提案はなく、大量買付行為にかかる具体的な脅威が生じているという状況にはございません。

### 1. 当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上への取り組みについて

#### (1) 当社の経営理念と企業ミッションについて

当社グループは、経営理念に「社会と共に、顧客と共に、従業員と共に、成長する企業」と掲げ、日々の事業活動を行っています。「エネルギーの変換効率を極限まで追求することにより、人類と社会に貢献する」という企業ミッションのもと、半導体技術、回路技術、実装技術をあわせ持つ製造企業として、これらの技術を融合し、発展・応用させていくことで、向後も脱炭素社会実現の一翼を担う製品を創造してまいります。

#### (2) 長期ビジョン2030

当社グループは、時代に適合した製品ポートフォリオを構築し、社会的課題の解決に貢献することこそが、持続可能性（サステナビリティ）が要求される現代において企業価値の向上に資するものと考えております。

これらを踏まえ、以下の通り2030年度を見据えた長期ビジョンを策定しております。

#### <長期ビジョン2030 ありたい姿>

革新的な技術によって地球環境に配慮した先進的なソリューションを生み出して持続可能な社会に貢献し、あらゆるステークホルダーから必要とされ続けるパワーエレクトロニクスカンパニー

長期的な観点で、「脱炭素社会のキーパーツとなるパワーデバイス」「ヒトと環境の未来を託されるモビリティソリューション」「全事業のコア技術を融合した環境ソリューション」を創出し、環境貢献をより重視した製品ポートフォリオを継続的に整備してまいります。あわせて、持続的成長の前提となる安定的な経営基盤を構築するために資本効率を重視し、事業ポートフォリオの見直しや、設備投資・研究開発投資・人材投資等を含む経営資源の最適配分を進めてまいります。

### (3) 第17次中期経営計画

2025年度から2027年度までの第17次中期経営計画では、「強固な事業基盤の確立と資本効率の向上により成長ステージへ」を方針に掲げました。新たな中期経営計画の始動に際し全社的な機構改革に着手し、この体制のもとデバイス事業の収益改善を筆頭に足もとの課題を早急にクリアし経営基盤を整えとともに、将来核となる事業・製品を確立させるなど長期戦略を実行してまいります。具体的には下記4項目に掲げ事業を進めてまいります。

- ・稼ぐ体質づくり  
設計・調達・製造・販売のトータルパッケージで収益性を高める仕組みを構築する。
- ・成長分野へのリソース集中投下  
将来核となる事業・製品へリソースを集中的に投下し、2030年までに事業の柱へと育成する。
- ・ターゲット市場の開拓  
インド市場の開拓に向け優先的にリソースを配分し、事業部門、非事業部門を問わず全社で総力をあげて挑む。
- ・サステナビリティ経営の推進  
事業活動と人財投資を積極的に進めることで環境貢献製品を社会へ提供し、脱炭素社会の実現に向け持続的な成長サイクルを構築する。

## 2. 本プラン更新の目的と必要性

当社は、上場会社として当社株式の自由な売買が認められる以上、当社の財務および事業の方針を支配する者については、最終的には株主の皆様の自由な意思に基づき決定されることが基本であると考えます。また、当社株式に対して特定の者から大量買付行為が為された場合、株主の皆様が当該買付行為を受け入れるか否かの適切なご判断を行うためには、買付者および当社取締役会双方から必要かつ十分な情報が提供される必要があると考えます。従って、当社株式に対する大量買付行為が合理的なルールに従って行われる体制を整えておくことが、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上に合致するものと考えます。

一方、大量買付行為の中には、株主の皆様に株式の売却を強要する仕組みを有するものや、当社に回復し難い損害を与えるおそれのあるものなど、株主共同の利益を著しく損なうものもないとはいえません。当社は、このような買付行為またはこれに類する行為を行う者

は、当社の財務および事業の方針を支配する者としては不適切であり、当社の財務および事業の方針を支配する者は、当社を支える様々なステークホルダーとの信頼関係を維持し、当社グループの企業価値を高め、株主共同の利益の確保・向上のため、中長期の視点に立ち、安定的な経営体制を堅持する者でなければならないと考えます。

そのため、大量買付行為が行われようとする場合に、当社株主の皆様が大量買付行為を受入れるかどうかの判断を適切に行うためには、株主の皆様が当該大量買付行為にかかる十分な情報が提供される必要があると考えます。従いまして、当社取締役会としては、株主の皆様の判断の資料とするために、大量買付者に対して当社取締役会への大量買付行為に関する情報の提供を求め、提供された情報を評価・検討し、取締役会としての意見を取りまとめて開示します。また、当社取締役会は必要に応じて大量買付者と交渉し、または株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

以上の理由により、当社取締役会は、大量買付行為が合理的なルールに従って行われることが、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に合致するものと考え、本定時株主総会において株主の皆様へ承認いただけることを条件として、本プランの更新を決議しました。

### 3. 独立委員会の設置

本プランにおいては、対抗措置の発動等にあたって当社取締役会の恣意的判断を排除するため、独立委員会規定（その概要については別紙1をご参照下さい）に従い、当社社外取締役、当社社外監査役又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者又はこれらに準じる者）で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会（以下「独立委員会」といいます）の勧告を最大限尊重するとともに、株主の皆様が適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。本プラン更新時における独立委員会の委員には、別紙2に記載の5氏が就任する予定です。

### 4. 本プランの内容

#### (1) 対象となる買付

本プランの対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とする当社株式等（注3）の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大量買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大量買付者」といいます。）とします。大量買付者は、予め本プランに定められた手続（以下「大量買付ルール」といいます）に従うこととします。

注1：特定株主グループとは、

- (i) 当社の株式等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）

又は、

- (ii) 当社の株式等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付等（同法第27条の2第1項に規定する買付等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）

を意味します。

注2：議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株式等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株式等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も加算するものとします。）

又は、

- (ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該買付者及び当該特別関係者の株式等保有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等保有割合をいいます。）の合計をいいます。

各株式等保有割合の算出に当たっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、株主名簿のほか、有価証券報告書、半期報告書、臨時報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたもの並びに大量保有報告書を参照することができるものとします。

注3：株式等とは、金融商品取引法第27条の23第1項、又は同法第27条の2第1項のいずれかに規定する株券等を意味します。

## (2) 大量買付者に対する情報提供の要求

大量買付者は、当社取締役会が別段の定めをした場合を除き、大量買付行為の実行に先立ち、当社取締役会に対して、以下の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます）および当該大量買付者が大量買付行為に際して大量買付ルールを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「買付説明書」と総称します）を当社の定める書式により日本語で提出していただきます。

- (i) 大量買付者およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます）の詳細（具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容等を含みます）

- (ii) 大量買付行為の目的、方法および内容（大量買付行為の対価の価額・種類、大量買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大量買付行為の方法の適法性、大量買付行為の実行の可能性を含みます）
- (iii) 大量買付行為の価格の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報および大量買付行為にかかる一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容を含みます）
- (iv) 大量買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます）
- (v) 大量買付行為後における当社および当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策
- (vi) 大量買付行為後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針
- (vii) 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策
- (viii) その他当社取締役会が合理的に必要と判断する情報

なお、当社取締役会は、大量買付者より提出を受けた全ての情報を独立委員会に速やかに提供し、当社取締役会および独立委員会が、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、取締役会を通して、大量買付者に対し適宜期間を定めて追加的に情報を提供するように求めることがあります。この場合、大量買付者においては、当該期限までにかかる情報を追加的に提供していただきます。

また、当社取締役会および独立委員会が、大量買付者による本必要情報の提供が十分に為されたと認めた場合には、その旨を大量買付者に通知（以下「情報提供完了通知」といいます）するとともに、その旨を速やかに開示いたします。

### (3) 大量買付行為の内容の検討・大量買付者との交渉・代替案の検討

#### ①当社取締役会による検討作業

当社取締役会は、大量買付者から情報・資料等（追加的に要求したものも含みます）の提供が十分に為されたと認め、情報提供完了通知を行った後、その翌日を起算日として、対価を円貨現金のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合は60日間を超えない検討期間、その他の買付等の場合は90日間を超えない検討期間（以下「取締役会検討期間」といいます）を設定します。

ただし、取締役会検討期間は、取締役会が合理的に必要な事由があると認める場合に限り、延長できるものとします。その場合は、延長期間及び当該延長期間が必要とされる具体的理由を大量買付者に通知するとともに、その旨を速やかに開示いたします。延長の期間は最大30日間とします。

当社取締役会は、取締役会検討期間内において大量買付者から提供された情報・資料等に基づき、取締役会としての意見をとりまとめるとともに、当社の企業価値ひいては株主

共同の利益の確保・向上の観点から、大量買付者の大量買付行為の内容の検討、当社取締役会による代替案の検討を行います。

大量買付者は、取締役会検討期間中、当社取締役会が、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。なお、大量買付者は、取締役会検討期間が終了するまでは、大量買付行為を開始することはできないものとします。

また、当社取締役会は本必要情報の検討ならびに大量買付者との協議および交渉に際して、必要に応じ、当社から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）の助言を得るものとします。

## ②株主およびステークホルダーに対する情報開示

当社取締役会は、大量買付者から大量買付行為の提案が為された事実については速やかに開示し、提案の概要および本必要情報の概要その他の状況のうち当社取締役会および独立委員会が適切と判断する事項については、当社取締役会が適切と判断する時点で情報開示を行います。

## （４）対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、取締役会検討期間内に、上記（３）①の当社取締役会による検討、交渉、意見形成および代替案立案と並行して、以下の手続きに従い、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとします。その際、独立委員会の判断が当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）の助言を得ることができるものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して、以下に定める勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに開示いたします。

### ①大量買付者が大量買付ルールを遵守しなかった場合

独立委員会は、大量買付者が大量買付ルールを遵守しなかった場合、当該大量買付行為を当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものであるとし、原則として当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

### ②大量買付者が大量買付ルールを遵守した場合

独立委員会は、大量買付者が大量買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会に対して対抗措置の不発動を勧告します。

ただし、大量買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される大量買付行為（注４）であると認められ、かつ対抗措置の発動を相当と判断する場合には、例外的に、当社取締役会に対し対抗措置の発動を勧告することがあります。

なお、独立委員会は、対抗措置発動に関して、予め株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

注4：当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される大量買付行為とは

- (i) 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株式等を買占め、その株式等につき当社に対して高値で買取を要求する行為
- (ii) 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲の下に大量買付者の利益を実現する経営を行う行為
- (iii) 当社の資産を大量買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
- (iv) 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為
- (v) 強圧的二段階買付（最初の大量買付行為で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の大量買付行為の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、最初の大量買付行為を行うことをいいます）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある大量買付行為である場合

対抗措置は新株予約権（以下「本新株予約権」といいます）の無償割当てとし、その概要は別紙3に記載のとおりですが、実際に本新株予約権を発行する場合には、議決権割合が20%以上の特定株主グループに属さないことを本新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間及び行使条件、取得条項及び取得条件等を設けることがあります。

#### (5) 取締役会の決議、株主意思の確認

当社取締役会は、上記（4）に定める独立委員会の勧告を最大限尊重し、かかる勧告を踏まえて当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとします。

なお、独立委員会が対抗措置の発動を勧告するに際して、当該発動に関して事前に株主意思の確認を得るべき旨の留保を付した場合、当社取締役会は、実務上開催が著しく困難な場合を除き、実務上可能な限り最短の時間で株主意思確認のための株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます）を招集し、対抗措置の発動に関する議案を付議します。株主意思確認総会は、定時株主総会又は臨時株主総会とあわせて開催する場合もあります。当社取締役会において株主意思確認総会の開催を決定した場合には、取締役会検討期間はその時点を以て終了するものとします。当該株主意思確認総会にて、対抗措置の発動に関する議案が可決された場合には、当社取締役会は株主意思確認総会における決定に従い、対抗措置の発動に関する決議を行い、必要な手続を行います。一方、当該株主意思確認総会において、対抗措置の発動に関する議案が否決された場合には、当社取締役会は、対抗

措置の不発動に関する決議を行います。

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、当該決議の概要その他当社取締役会および独立委員会が適切と判断する事項について、また、株主意思確認総会を実施した場合には、投票結果その他取締役会および独立委員会が適切と判断する事項について、速やかに開示いたします。

#### (6) 対抗措置の発動を中止する場合

上記(5)において対抗措置をとることを決定した後、大量買付者が大量買付行為の撤回又は変更を行った場合など、対抗措置の発動が相当でないと当社取締役会が判断した場合には、対抗措置の発動の停止又は変更を行うことがあります。例えば、本新株予約権の無償割当ての効力発生日までは本新株予約権の無償割当ての中止、本新株予約権の無償割当ての効力発生日後、本新株予約権の行使期間の初日の前日までは本新株予約権の無償取得を含む別個の判断を行うことができるものとします。

### 5. 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランは、本定時株主総会において株主の皆様から承認が得られた同日に発効するものとし、有効期間は2028年6月開催予定の定時株主総会終結時までとします。

ただし、かかる有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランを変更または廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従いその時点で変更または廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、本プランに反しない範囲、または会社法、金融商品取引法、その他の法令もしくは証券取引所規則の変更またはこれらの解釈・運用の変更、または税制、裁判例等の変更により、合理的に必要と認められる範囲で、独立委員会の承認を得たうえで本プランを修正し、または変更する場合があります。また、当社取締役会が、本プランの内容について当社株主の皆様の実質的な影響を与えるような変更を行う場合には、改めて直近で開催される株主総会に付議し、株主の皆様のご承認をいただくことといたします。

当社は、本プランが廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実および(変更の場合には)変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を速やかに行います。

### 6. 本プランの合理性

#### (1) 企業買収に関する指針の要件をすべて充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確

保の原則)をすべて充足しています。また、本プランは経済産業省・企業価値研究会が2008年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」および経済産業省が2023年8月31日に公表した「企業買収における行動指針―企業価値の向上と株主利益の確保に向けて―」を踏まえて設計されているものです。

(2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって設計されていること

本プランは、当社の株式に対する大量買付行為が為された際に、当該大量買付行為に依るべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために大量買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって設計されております。

(3) 株主の皆様の意思を重視するものであること

本プランは、本定時株主総会において、株主の皆様の承認を得ることにより発効することとしています。また、本プランの更新後、その後の当社株主総会において、本プランの変更または廃止の決議が為された場合には、本プランは当該決議に従い変更または廃止されることとなります。

従いまして、本プランの更新、廃止および変更には、当社株主の皆様の意思が十分反映される仕組みとなっております。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、上記3.に記載のとおり、本プランに基づく大量買付行為への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断、対応の客観性および合理性を確保することを目的として独立委員会を設置いたしました。当社取締役会は、対抗措置の発動又は不発動の決議等に際して独立委員会の勧告を最大限尊重いたします。

また、当社は、独立委員会の判断の概要について株主および投資家の皆様に情報開示を行うこととし、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

(5) 合理的かつ客観的な発動要件の設定

本プランにおける対抗措置は、上記4.に記載のとおり、予め定められた合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

(6) デッドハンド型もしくはスローハンド型ではないこと

上記5.に記載のとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされております。従って、本プ

ランは、デッドハンド型（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できないもの）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型（取締役会の構成の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要するもの）でもありません。

## 7. 株主および投資家の皆様への影響

### （1）本プランの更新時に株主および投資家の皆様に与える影響

本プランは、株主の皆様が大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見等を提供し、さらには株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保証することを目的としています。これにより、株主の皆様は、十分な情報を取得して、大量買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが株主の皆様の共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、本プランの設定は、広義には、株主および投資家の皆様が適切な投資判断を行う上での前提となるものであり、株主および投資家の皆様との共同の利益に資するものであると考えております。なお、狭義には、本プラン更新時において、本新株予約権の無償割当て自体は行われないため、株主の皆様の権利・利益に直接的な影響が生じることはありません。

上記4. に記載のとおり、大量買付者が本プランを遵守するか否かにより当該大量買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主および投資家の皆様におかれましては、大量買付者の動向にご注意ください。

### （2）対抗措置発動時に株主および投資家の皆様に与える影響

当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、上記4.（4）に記載した対抗措置をとることがありますが、当社株主の皆様（大量買付ルールを遵守しない大量買付者、および明らかに企業価値ひいては当社株主の共同の利益を著しく損なうと認められるような大量買付行為を行う大量買付者を除きます。）が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び証券取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

対抗措置として、当社取締役会が本新株予約権の無償割当て決議を行う場合、株主の皆様が、本新株予約権の行使期間内に、所定の行使価額等の金銭の払い込みその他下記（3）②において記載する本新株予約権の行使にかかる手続を経られなければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することになります。ただし、当社は、下記（3）③に記載する手続により、大量買付者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引き換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続をとった場合、大量買付者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行

使および所定の行使価額相当の金銭の払込みをすることなく、当社株式を受領することとなるため、保有する当社株式の希釈化は生じません。

なお、上記4.（6）に記載のとおり、当社取締役会は本新株予約権の無償割当てを中止または本新株予約権の無償取得を行うことがあります。その場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして当社株式の売買を行った株主および投資家の皆様は、その価格の変動により相応の損害を受ける可能性があります。

### （3）本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要なとなる手続

#### ①割当て期日における手続

当社取締役会において、本新株予約権の無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、本新株予約権の無償割当ての割当て期日を公告します。なお、株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手続き等は不要です。

#### ②本新株予約権の行使の手続

当社は、割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書(行使に係る本新株予約権の内容および数、本新株予約権を行使する日等の必要事項、および株主ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします)その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付します。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様におかれましては、本新株予約権の行使期間内に、これらの必要書類を提出した上、本新株予約権1個当たり金1円を下限とし、当社株式1株の時価の50%相当額を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において定める価格を払込取扱場所に払い込むことにより、1個の本新株予約権につき、原則として1株の当社普通株式が発行されることになります。

#### ③当社による本新株予約権の取得の手続き

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続きに従い、当社取締役会が別途定める日において本新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を株主の皆様へ交付することがあります。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、当社所定の書式により、ご自身が大量買付者ではないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言等を内容とする書面をご提出いただくことがあります。

上記のほか、割当て方法、行使の方法および当社による取得の方法の詳細につき、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対して公表または通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

以 上

## 独立委員会規定の概要

1. 独立委員会は、当社取締役会の決議により、大量買付行為への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断、対応の客観性および合理性を担保することを目的として、取締役会の諮問機関として設置される。
2. 独立委員は3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、社外取締役、社外監査役又は社外有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、学識経験者又はこれらに準じる者）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。なお、当社は、独立委員との間で、善管注意義務及び秘密保持義務に関する規定を含む契約を締結する。
3. 独立委員会の委員の任期は、選任のときから3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日又は別途当該独立委員と当社が合意した日までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。
4. 独立委員会は、当社代表取締役又は各独立委員が招集する。
5. 独立委員会の議長は、各独立委員の互選により選定される。
6. 独立委員会の決議は、原則として、独立委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、独立委員のいずれかに事故があるときその他特段の事由があるときは、独立委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。
7. 独立委員会は、当社取締役会の諮問に基づき、以下の各号に記載される事項について審議の上決議し、その決議内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。
  - (1) 本プランに係る対抗措置の発動の是非（発動に関して予め株主意思の確認を得ることの是非を含む）
  - (2) 本プランに係る対抗措置の中止又は発動の停止
  - (3) 本プランの廃止及び変更
  - (4) その他本プランに関連して当社取締役会が任意に独立委員会に諮問する事項各独立委員は、独立委員会における審議及び決議においては、専ら当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
8. 独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役又は従業員その他必要と認める者を出席させ、独立委員会が求める事項に関する意見又は説明を求めることができる。
9. 独立委員会は、その職務の遂行に当たり、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）から助言を得ることができる。

以 上

独立委員会委員の略歴

西山 佳宏 (にしやま よしひろ) (1955年9月24日生)  
 1978年 4月 日本鋳業株式会社入社  
 2013年 4月 JX日鋳日石金属株式会社常務執行役員  
 同社金属事業本部副本部長、企画部管掌  
 パンパシフィック・銅管株式会社常務執行役員  
 日韓共同製錬株式会社取締役  
 2013年 6月 JX日鋳日石金属株式会社取締役兼常務執行役員  
 パンパシフィック・銅管株式会社取締役兼常務執行役員  
 2014年 6月 JX日鋳日石金属株式会社金属事業本部長  
 パンパシフィック・銅管株式会社取締役副社長兼執行役員  
 日韓共同製錬株式会社代表取締役社長  
 日比共同製錬株式会社代表取締役社長  
 2015年 6月 パンパシフィック・銅管株式会社代表取締役社長  
 2016年 1月 JX金属株式会社取締役常務執行役員兼金属事業本部長  
 2017年 6月 東邦チタニウム株式会社代表取締役社長兼社長執行役員  
 2021年 6月 東邦チタニウム株式会社顧問  
 2023年 6月 ソーダニッカ株式会社社外取締役 (現)  
 当社社外取締役 (現)  
 2024年 5月 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構  
 金属鉱物資源開発・鉱害防止等専門部会委員 (現)

※当社は同氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

北代 八重子 (きただい やえこ) (1970年8月18日生)  
 2000年10月 弁護士登録  
 2007年 1月 東京簡易裁判所司法委員  
 2016年 4月 東京家庭裁判所立川支部調停委員  
 2019年 6月 シチズン時計株式会社社外監査役 (現)  
 2021年 6月 株式会社いなげや社外取締役 (現)  
 2022年 4月 第一東京弁護士会副会長  
 2023年 6月 当社社外取締役 (現)

※当社は同氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

二瓶 晴郷 (にへい はるさと) (1957年8月30日生)  
1980年 4月 株式会社第一勧業銀行入行  
2006年 3月 株式会社みずほコーポレート銀行台北支店長  
2008年 4月 同行執行役員台北支店長  
2009年 4月 同行執行役員ヒューマンリソースマネジメント部長  
2010年 4月 同行常務執行役員営業担当役員  
2011年 4月 株式会社みずほ銀行常務執行役員  
2014年 4月 みずほ総合研究所株式会社取締役副社長  
2016年 6月 川崎汽船株式会社常勤監査役  
2017年 6月 同社専務執行役員  
2018年 6月 同社代表取締役兼専務執行役員  
2020年 4月 同社取締役  
2021年 6月 当社社外監査役 (現)  
株式会社JCU社外監査役  
2024年 6月 同社社外取締役 (現)

※当社は同氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

伊藤 章子 (いとう あきこ) (1979年12月9日生)  
2004年12月 新日本監査法人入所  
2008年 7月 公認会計士登録  
2014年10月 クリフィックス税理士法人入所  
2014年12月 税理士登録  
2015年 6月 ペットゴー株式会社社外監査役  
2017年10月 伊藤章子公認会計士・税理士事務所所長 (現)  
2019年 4月 ピクシーダストテクノロジーズ株式会社社外監査役 (現)  
2019年 6月 ペットゴー株式会社社外取締役 (監査等委員) (現)  
2023年 1月 合同会社アコット代表社員 (現)  
2023年10月 株式会社RevComm社外監査役 (現)  
2023年11月 プリモグローバルホールディングス株式会社社外取締役 (監査等委員) (現)

※同氏は、2025年6月27日に開催予定の当社第101回定時株主総会に付議いたします監査役選任議案における社外監査役候補者です。当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

小杉 公一 (こすぎ きんいち) (1952年12月12日生)  
1986年 4月 弁護士登録 (東京弁護士会入会) (現)  
2001年 4月 わかば信用金庫経営責任解明委員会委員長  
秋田県中央信用組合経営責任解明委員会委員長  
東京信用組合金融整理管財人  
2002年 1月 最高裁判所司法研修所弁護教官  
2006年 4月 全国社会保険労務士会紛争解決手続代理業務試験委員  
2006年11月 法務省新司法試験委員  
2007年 4月 東洋大学法科大学院教授  
2011年 4月 筑波大学法科大学院非常勤講師  
2019年 6月 一般財団法人司法協会理事 (現)  
2022年 4月 日本弁護士連合会常務理事  
2023年 4月 関東弁護士連合会副理事長

※上記5氏と当社との間において、特別な利害関係はございません。

以 上

## 新株予約権無償割当ての要項

## Ⅰ. 新株予約権無償割当てに関する事項の決定

## (1) 新株予約権の内容および数

株主に割当てする新株予約権（以下、個別にまたは総称して「新株予約権」といいます）の内容は下記Ⅱ. に記載されるところに基づくものとし、新株予約権の数は、当社取締役会が新株予約権の無償割当て決議（以下「新株予約権無償割当て決議」といいます）において別途定める割当て期日（以下「割当て期日」といいます）における当社の最終の発行済み株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。以下同じ）と同数を上限として、当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

## (2) 割当て対象株主

割当て期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その保有する株式 1 株につき新株予約権 1 個を上限として当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で、新株予約権を無償で割当てます。

## (3) 新株予約権の無償割当ての効力発生日

当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

## Ⅱ. 新株予約権の内容

## (1) 新株予約権の目的である株式の種類および数

①新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数（以下「対象株式数」といいます）は、1 株とします。ただし、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、対象株式数は次の算式により調整されるものとし、調整結果の結果生ずる 1 株未満の端数は切り捨てるものとし、現金による調整は行いません。

調整後対象株式数＝調整前対象株式数×分割・併合の比率

②調整後対象株式数は、株式の分割の場合はその基準日の翌日以降、株式の併合の場合はその効力発生日の翌日以降、これを適用します。

③上記①に定めるほか、株式無償割当て、合併、会社分割等当社の発行済み株式総数（ただし、当社の有する当社株式の数を除きます）の変更または変更の可能性を生ずる行為を行う場合で、対象株式数の調整を必要とするときには、株式無償割当て、合併、会社分割その他の行為の条件等を勘案のうえ、対象株式数につき合理的な調整を行うものとします。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価格

- ①新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価格は、行使価格（下記②において定義されます）に対象株式を乗じた価格とします。
- ②新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株あたりの価格（以下「行使価格」といいます）は金1円を下限として当社普通株式1株の時価の50%相当額を上限とする金額の範囲内で、当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める価格とします。「時価」とは、新株予約権無償割当て決議の前日から遡って90日間（終値のない日を除きます）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含みます）の平均値とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。

(3) 新株予約権の行使期間

新株予約権の無償割当ての効力発生日または新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日を初日とし、1ヶ月間から2ヶ月間までの範囲で当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。ただし下記（6）②の規定に基づき当社による新株予約権の取得がなされる場合、当該取得にかかる新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前営業日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込みの取扱場所の休業日に当たるときは、その翌営業日を最終日とします。

(4) 新株予約権の行使条件

- ①（i）特定大量保有者、（ii）特定大量保有者の共同保有者、（iii）特定大量買付者、（iv）特定大量買付者の特別関係者、もしくは（v）上記（i）ないし（iv）に該当する者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは継承した者、または、（vi）上記（i）ないし（v）記載の者の関連者（以下、（i）ないし（vi）のいずれかに該当する者を総称して「特定買付者等」という）は、新株予約権を行使することができません。

なお、上記に用いられる用語は次のとおり定義されます。

- (a) 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株式等（金融商品取引法第27条の23第1項に定義される株券等を意味するものとします。以下別段の定めがない限り同じ）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます）で、当該株式等に係る株式等保有割合（同法第27条の23第4項に定義される株券等保有割合を意味するものとします）が20%以上となると当社取締役会が認めた者をいいます。
- (b) 「共同保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。

- (c) 「特定大量買付者」とは公開買付け（金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます）によって当社が発行者である株式等（同法第27条の2第1項に定義される株券等を意味するものとします。以下本（c）において同じ）の買付等（同法第27条の2第1項に定義されます。以下本（c）において同じ）を行う旨の公告を行った者で、当該買付等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして同法施行令第7条第1項に定める場合を含みます）に係る株式等の株式等所有割合（同法第27条の2第8項に定義されます。以下同じ）がその者の特別関係者の株式等所有割合と合計して20%以上になると当社取締役会が認めた者をいいます。
  - (d) 「特別関係者」とは、金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます）をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株式等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。
  - (e) ある者の「関係者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者をいいます。「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます）をいいます。
- ②上記①にかかわらず、下記（a）ないし（d）の各号に記載される者は、特定大量保有者または特定大量買付者に該当しないものとします。
- (a) 当社、当社の子会社（財務諸表等の用語、株式および作成方法に関する規則第8条第3項に定義されます）または当社の関連会社（同規則第8条第5項に定義されます）
  - (b) 当社を支配する意図がなく上記①（a）に記載する要件に該当することになった者である旨当社取締役会が認めたものであって、かつ上記①（a）の特定大量保有者に該当することになった後10日間（ただし、当社取締役会がかかる期間を延長することができます）以内にその保有する当社の株式等を処分等することにより上記①（a）の特定大量保有者に該当しなくなった者
  - (c) 当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、上記（a）の特定大量保有者に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者（ただし、その後、自己の意思により当社の株式等を新たに取得した場合を除きます）
  - (d) その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者（当社取締役会は、特定買付者等に該当すると当社取締役会が認めた者についても、当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会は別途認めることができます。また、一定の条件の下に当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた場合には、当該条件が満たされている場合に限り）

- ③適用ある外国の法令上、当該法令の管轄地域に所在する新株予約権を行使させるに際し、（i）所定の手続きの履行もしくは（ii）所定の条件（一定期間の行使禁止、所定の書類の提出を含む）の充足、または（iii）その双方（以下「準拠法行使手続・条件」と総称する）が必要とされる場合には、当該管轄地域に所在する者は、当該準拠法行使手続・条件がすべて履行または充足されたと当社取締役会が認めた場合に限り新株予約権を行使することができ、これが充足されたと当社取締役会が認めない場合には新株予約権を行使することができません。なお、当該管轄地域に所在する者に新株予約権を行使させるに際し当社が履行または充足することが必要とされる準拠法行使手続・条件については、当社取締役会としてこれを履行または充足する義務は負いません。また、当該管轄地域における法令上認められない場合には、当該管轄地域に所在する者は、新株予約権を行使することができません。
- ④上記③にかかわらず、米国に所在する者は、当社に対し、（i）自らが米国1933年証券法ルール501（a）に定義する適格投資家（accredited investor）であることを表明、保証し、かつ（ii）その保有する新株予約権の行使の結果取得する当社普通株式の転売は東京証券取引所における普通取引（但し、事前の取決めに基かず、かつ事前の勧誘を行わないものとします）によってのみこれを行うことを誓約した場合に限り、当該新株予約権を行使することができます。当社は、かかる場合に限り、当該米国に所在する者が当該新株予約権を行使するために当社が履行または充足することが必要とされる米国1933年証券法レギュレーションDおよび米国州法にかかる準拠法行使手続・条件を履行または充足するものとします。なお、米国における法令の変更等の理由により、米国に所在する者が上記（i）および（ii）を充足しても米国証券法上適法に新株予約権の行使を認めることができないと当社取締役会が認める場合には、米国に所在する者は、新株予約権を行使することができません。
- ⑤新株予約権を有する者は、当社に対し、自らが特定買付者等に該当せず、かつ、特定買付者等に該当する者のために行使しようとしているものではないこと、および新株予約権の行使条件を充足していること等の表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項を誓約する書面ならびに法令等により必要とされる書面を提出した場合に限り、新株予約権を行使することができるものとします。
- ⑥新株予約権を有する者が上記④の規定により、新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は当該新株予約権を有する者に対して、損害賠償責任その他の責任を一切負わないものとします。

#### （5）新株予約権の譲渡制限

- ①新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。
- ②新株予約権を譲渡しようとする者が日本国外に所在する者であって、上記（4）③および④の規定により新株予約権を行使することができない者（特定買付者等を除きます）であるときは、当社取締役会は、以下の事由等を勘案して上記①の承認をするか否かを決定します。

- (a) 当該管轄地域に所在する者による新株予約権の全部または一部の譲渡による取得に関し、譲渡人および譲受人が作成し署名または記名捺印した差入書（下記（b）ないし（d）に関する表明・保証条項、補償条項および違約金条項を含む）が提出されているか否か
- (b) 譲渡人および譲受人が特定買付者等に該当しないことが明らかか否か
- (c) 譲受人が当該管轄地域に所在しない者であり、かつ、当該管轄地域に所在する者のために譲り受けしようとしている者ではないことが明らかであるか否か
- (d) 譲受人が特定買付者等のために譲受しようとしている者でないことが明らかか否か

（6）当社による新株予約権の取得

- ①当社は、新株予約権の行使期間の初日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別に定める日の到来をもって、すべての新株予約権を無償で取得することができます。
- ②当社は、当社取締役会が別に定める日の到来をもって、特定買付者等以外の者が有する新株予約権のうち、当該日の前営業日までに未行使の新株予約権のすべてを取得し、これと引き換えに、新株予約権 1 個につき対象株式数の当社株式を交付することができます。当社はかかる新株予約権の取得を複数回行うことができます。ただし、特定買付者等が所有する新株予約権を取得する場合、その対価として金銭等の交付は行わないこととします。なお、新株予約権の取得条件の詳細については、新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

（7）合併（合併により当社が消滅する場合に限ります）、吸収分割、新設分割、株式交換、および株式移転の場合の新株予約権の交付およびその条件  
当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途決定します。

（8）新株予約権に係る新株予約権証券を発行しません。

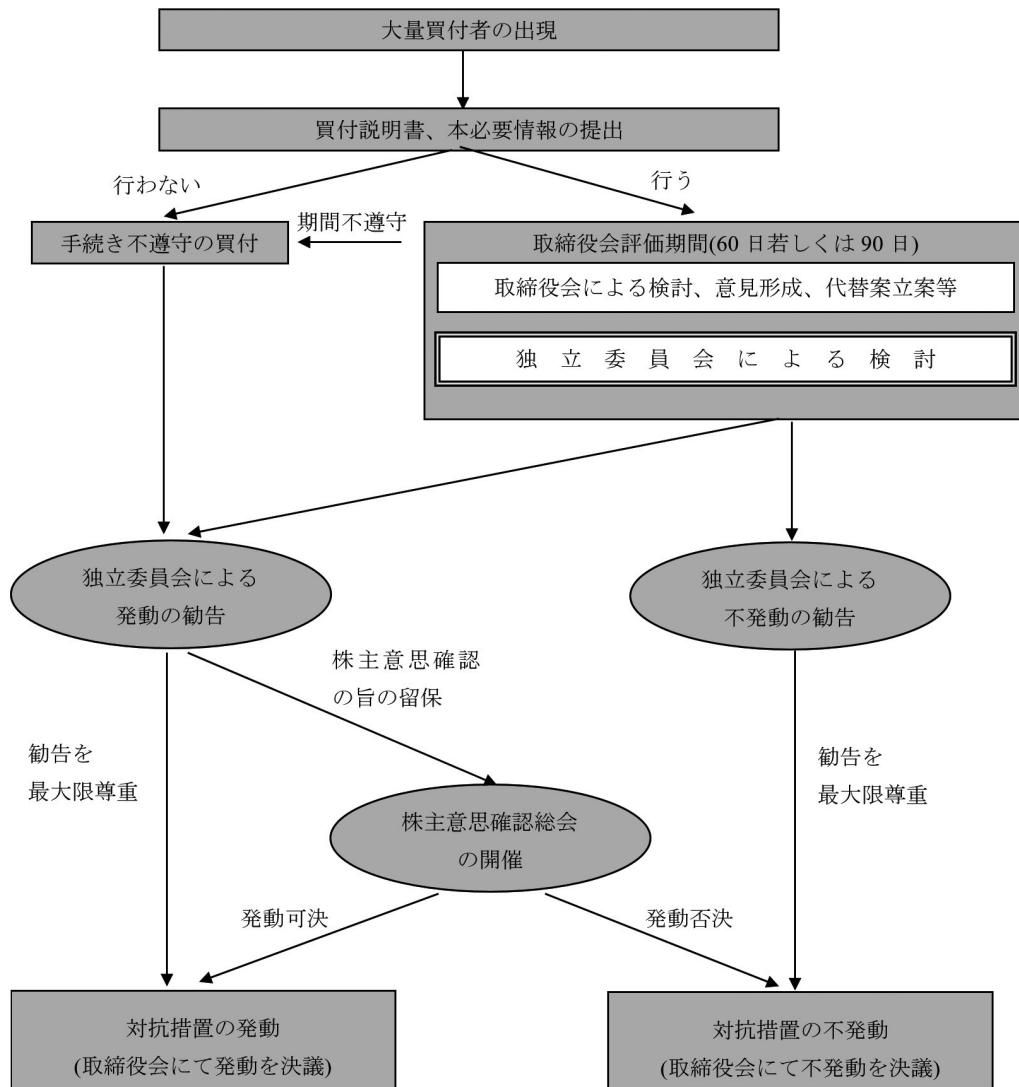
（9）法令の改正等による修正

上記で引用する法令の規定は、2025年5月14日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以降、法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の定義等に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該新設または改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の定義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

以 上

(ご参考)

## 本プランの手続きに関するフロー図



※このスキーム図は本プランの概要をわかりやすく表示したものです。具体的なプランの内容については本文をご参照下さい。

# 事業報告

(2024年 4 月 1 日から)  
(2025年 3 月 31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過および成果

当連結会計年度における当社グループを取り巻く環境は、雇用・所得環境の改善などを背景に国内の消費活動は緩やかに回復している一方、米国の政策動向や中東情勢の不安定化によるエネルギー価格高騰など、様々な要因が複合的に作用し、依然として不透明な状況が続きました。

当社グループは、第16次中期経営計画（2025年3月期までの3ヶ年計画）の経営方針である「稼ぐ体質づくり」、「伸長事業拡大の布石」、「温室効果ガス排出量削減分野へのリソース配分」に基づき事業を展開しました。これらの方針のもと、成長分野であるインドの車載市場などをターゲットとし現地での生産能力拡大と競争力を強化すべく、2027年の新電元インディア第2工場稼働開始にむけた体制構築を進めました。また、デバイス事業の収益性を改善すべく事業構造改革を行い、生産・販売・物流体制の適正化を図るとともに人員削減を行うなど、長期ビジョンの実現に向けた基盤づくりとして諸施策に取組みました。

このようななか、当連結会計年度の売上高は中国における景気低迷の長期化を主要因にデバイス事業が減少した一方で、電装事業およびエネルギーシステム事業が堅調に推移したことにより105,830百万円（前期比3.5%増）となりました。損益面では円安効果やエネルギーシステム事業における製品保証引当金の戻入などがあった一方で、原材料価格の高騰やデバイス事業での構造改革に伴う棚卸評価損や除却損の計上などにより営業利益は128百万円（前期比89.9%減）となりました。経常損失は主に為替差損を計上したことから523百万円（前期は1,660百万円の利益）、親会社株主に帰属する当期純損失は繰延税金資産計上に伴い法人税等調整額が減少したものの、デバイス事業の構造改革に伴う特別損失が大きく影響し2,436百万円（前期は712百万円の損失）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであり、セグメント間の取引については相殺消去して記載しております。

### 【デバイス事業】

デバイス事業の売上高は31,098百万円（前期比3.6%減）、営業損失は2,247百万円（前期は1,193百万円の損失）となりました。

車載向け製品は堅調に推移した一方で、産機向け製品や家電向け製品は中国における景気低迷や価格競争激化などにより厳しい状況が続き、事業全体では減収となりました。損益面においては、減収影響にくわえて構造改革に伴う棚卸評価損や除却損の計上などが影響し、大幅に減益となりました。

### 【電装事業】

電装事業の売上高は65,541百万円（前期比3.6%増）、営業利益は5,666百万円（前期比19.3%減）となりました。

主力の二輪向け製品がインド・インドネシアにおいて好調を持続したことにくわえ、四輪向け製品の増加や為替相場が円安に推移したことなどもあり増収となりました。損益面においては為替効果があったものの原材料価格の高騰やプロダクトミックスの影響などにより減益となりました。

### 【エネルギーシステム事業】

エネルギーシステム事業の売上高は9,037百万円（前期比36.9%増）、営業利益は1,324百万円（前期は115百万円の損失）となりました。

通信インフラ向け整流装置およびEV充電器が増加し、増収となりました。損益面においては通信インフラ向け整流装置の増収影響にくわえて、製品保証引当金の戻入により増益となりました。

### 【その他】

その他の売上高は153百万円（前期比12.2%増）、営業利益は42百万円（前期比6.3%減）となりました。

### ② 資金調達の状況

当連結会計年度は、当社グループの所要資金として長期借入金により10,000百万円の資金調達を実施いたしました。

### ③ 設備投資の状況

当連結会計年度は、5,165百万円の設備投資を実施いたしました。

その主なものは、デバイス事業において維持更新投資や生産能力拡大投資を実施したことや電装事業において生産能力拡大投資を実施したことなどによるものであります。

(2) 直前3連結会計年度の財産および損益の状況

| 区 分 \ 期 別                      |     | 第99期<br>2021年度 | 第100期<br>2022年度 | 第101期<br>2023年度 | 第102期<br>(当連結会計年度)<br>2024年度 |
|--------------------------------|-----|----------------|-----------------|-----------------|------------------------------|
| 売 上 高                          | 百万円 | 92,168         | 101,007         | 102,261         | 105,830                      |
| 経常利益又は経常損失 (△)                 | 百万円 | 5,828          | 4,326           | 1,660           | △523                         |
| 親会社株主に帰属する当期純利益<br>又は当期純損失 (△) | 百万円 | 5,902          | 1,644           | △712            | △2,436                       |
| 1株当たり当期純利益又は<br>当期純損失 (△)      | 円   | 572.70         | 159.56          | △69.08          | △236.15                      |
| 総 資 産                          | 百万円 | 135,041        | 138,092         | 144,669         | 136,496                      |
| 純 資 産                          | 百万円 | 57,229         | 62,539          | 70,917          | 66,144                       |

### (3) 重要な親会社および子会社の状況

#### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名                       | 資 本 金          | 当 社 権 議 率 | 主 要 な 事 業 内 容       |
|-----------------------------|----------------|-----------|---------------------|
| 株 式 会 社 秋 田 新 電 元           | 490 百 万 円      | 100.0%    | 電 気 機 器 の 製 造       |
| 株 式 会 社 東 根 新 電 元           | 400 百 万 円      | 100.0     | 電 気 機 器 の 製 造       |
| 株 式 会 社 岡 部 新 電 元           | 100 百 万 円      | 100.0     | 電 気 機 器 の 製 造       |
| 新電元エンタープライズ株式会社             | 50 百 万 円       | 100.0     | 福 利 厚 生 サ ー ビ ス     |
| 新 電 元 ス リ ー イ ー 株 式 会 社     | 25 百 万 円       | 100.0     | 電 気 機 器 の 製 造       |
| 新電元熊本テクノリサーチ株式会社            | 20 百 万 円       | 100.0     | ソ フ ト ウ ェ ア サ ー ビ ス |
| ランプーン・シンデンゲン・カンパニー・リミテッド    | 300,000 千 THB  | 100.0     | 電 気 機 器 の 製 造       |
| シンデンゲン・フィリピン・コーポレーション       | 10,276 千 USD   | 100.0     | 電 気 機 器 の 製 造       |
| ピーティー・シンデンゲン・インドネシア         | 303,150 百万 IDR | 100.0     | 電 気 機 器 の 製 造 ・ 販 売 |
| シンデンゲン・インディア・プライベート・リミテッド   | 1,390 百万 INR   | 100.0     | 電 気 機 器 の 製 造 ・ 販 売 |
| シンデンゲン・ベトナム・カンパニー・リミテッド     | 151,456 百万 VND | 100.0     | 電 気 機 器 の 製 造 ・ 販 売 |
| 広 州 新 電 元 電 器 有 限 公 司       | 48,200 千 CNY   | 100.0     | 電 気 機 器 の 製 造 ・ 販 売 |
| シンデンゲン（タイランド）カンパニー・リミテッド    | 102,000 千 THB  | 100.0     | 電 気 機 器 の 製 造 ・ 販 売 |
| 新 電 元 （ 上 海 ） 電 子 有 限 公 司   | 33,153 千 CNY   | 100.0     | 電 気 機 器 の 販 売       |
| シンデンゲン・アメリカ・インコーポレイテッド      | 1,000 千 USD    | 100.0     | 電 気 機 器 の 販 売       |
| 新 電 元 （ 香 港 ） 有 限 公 司       | 1,500 千 HKD    | 100.0     | 電 気 機 器 の 販 売       |
| シンデンゲン・ユークー・リミテッド           | 141 千 EUR      | 100.0     | 電 気 機 器 の 販 売       |
| シンデンゲン・シンガポール・ピーティーイー・リミテッド | 108 千 USD      | 100.0     | 電 気 機 器 の 販 売       |
| シンデンゲン・ヨーロッパ・ゲーエムベーハー       | 25 千 EUR       | 100.0     | 電 気 機 器 の 販 売       |

#### (4) 対処すべき課題

##### ① 経営理念と企業ミッション

当社グループは、経営理念に「社会と共に、顧客と共に、従業員と共に、成長する企業」と掲げ、日々の事業活動を行っています。「エネルギーの変換効率を極限まで追求することにより、人類と社会に貢献する」という企業ミッションのもと、半導体技術、回路技術、実装技術をあわせ持つ製造企業として、これらの技術を融合し、発展・応用させていくことで、脱炭素社会実現の一翼を担う製品を創造してまいります。

##### ② 経営環境および対処すべき課題等

昨今、市場のニーズや価値観が多様化する一方、地球温暖化など気候変動や、資源枯渇といった地球規模で進行しつつある社会的課題は、市場経済にも影響を及ぼし始めています。このような状況下、当社が果たすべき役割を土台に、企業として“ありたい姿”を定めた長期的な経営ビジョンを策定し、それらに紐づく施策を中期経営計画や年次経営計画と連動させることで、中長期にわたる持続的な成長サイクルを確立してまいります。

##### □長期ビジョン2030

当社グループは、時代に適合した製品ポートフォリオを構築し、社会的課題の解決に貢献することが、持続可能性（サステナビリティ）が要求される現代において企業価値の向上に資するものと考えております。

これらを踏まえ、以下の通り2030年度を見据えた長期ビジョンを策定いたしました。

##### <長期ビジョン2030 ありたい姿>

革新的な技術によって地球環境に配慮した先進的なソリューションを生み出して持続可能な社会に貢献し、あらゆるステークホルダーから必要とされ続けるパワーエレクトロニクスカンパニー

長期的な観点で、「脱炭素社会のキーパーツとなるパワーデバイス」「ヒトと環境の未来を託されるモビリティソリューション」「全事業のコア技術を融合した環境ソリューション」を創出し、環境貢献をより重視した製品ポートフォリオを継続的に整備してまいります。あわせて、持続的成長の前提となる安定的な経営基盤を構築するために資本効率を重視し、事業ポートフォリオの見直しや、設備投資・研究開発投資・人材投資等を含む経営資源の最適配分を進めてまいります。

##### □第17次中期経営計画

2022年度から2024年度までの第16次中期経営計画では、長期ビジョンに掲げたありたい姿を実現するための基盤づくりを完了させることに主眼を置き取組みを進めてまいりました。しかし、中国における景気停滞をはじめ外部環境の大きな変化への対応に

追われ、課題を残す結果となりました。一方、モビリティ分野における電動化普及を見据えて製品開発を進めてきた伸長事業においては、電動化普及時期が2030年以降になると想定されるなか、時間軸に合わせた製品ポートフォリオの見直しを実施いたしました。

このようななか第17次中期経営計画では、「強固な事業基盤の確立と資本効率の向上により成長ステージへ」を方針に掲げました。新たな中期経営計画の始動に際し全社的な機構改革に着手し、この体制のもとデバイス事業の収益改善を筆頭に足もとの課題を早急にクリアし経営基盤を整えるとともに、将来核となる事業・製品を確立させるなど長期戦略を実行してまいります。具体的には下記4項目を掲げ事業を進めてまいります。

- ・稼ぐ体質づくり

設計・調達・製造・販売のトータルパッケージで収益性を高める仕組みを構築する。

- ・成長分野へのリソース集中投下

将来核となる事業・製品へリソースを集中的に投下し、2030年までに事業の柱へと育成する。

- ・ターゲット市場の開拓

インド市場の開拓に向け優先的にリソースを配分し、事業部門、非事業部門を問わず全社で総力をあげて挑む。

- ・サステナビリティ経営の推進

事業活動と人財投資を積極的に進めることで環境貢献製品を社会へ提供し、脱炭素社会の実現に向け持続的な成長サイクルを構築する。

これらの方針を推進するため、戦略的なリソース配分を実施するとともにキャッシュアロケーション・財務戦略を強化することにより、資本コストや株価を意識した経営を推進し、2027年度末までにPBR 1 倍以上を目指してまいります。

#### <2027年度の経営目標（連結）>

- ・売上高 1,200億円
- ・営業利益率 5.0%
- ・ROE 6.0%

- ・設備投資額（3ヶ年累計） 300億円
- ・研究開発費（3ヶ年累計） 145億円

(5) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

当社グループは電気機械器具の製造・販売を主要な事業としており、主な製品は次のとおりであります。

| 事業区分      | 製品名                                                                          |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------|
| デバイス      | 一般整流ダイオード、ブリッジダイオード、高速整流ダイオード、TVSダイオード、サイリスタ、サイダック®、パワーMOSFET、パワーIC、パワーモジュール |
| 電装        | 二輪車用ECUおよびPCU、二輪車用レギュレータ／レクチファイア、二輪車用点火装置、四輪車用DC/DCコンバータ、四輪車用ECU、発電機用インバータ   |
| エネルギーシステム | 通信機器用電源装置、蓄電システム、EV急速充電器・普通充電器                                               |
| その他       | ソレノイド                                                                        |

(6) 主要な営業所および工場 (2025年3月31日現在)

|       |     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-------|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 当 社   | 本 社 | 東京都千代田区大手町二丁目2番1号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|       | 国 内 | 大阪支店（大阪府大阪市）<br>名古屋支店（愛知県名古屋市）<br>朝霞事業所（埼玉県朝霞市）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|       | 海 外 | ソウル営業所（大韓民国）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 子 会 社 | 国 内 | 株式会社秋田新電元（秋田県由利本荘市）<br>株式会社東根新電元（山形県東根市）<br>株式会社岡部新電元（埼玉県深谷市）<br>新電元エンタープライズ株式会社（埼玉県朝霞市）<br>新電元スリーイー株式会社（埼玉県飯能市）<br>新電元熊本テクノリサーチ株式会社（熊本県菊池郡菊陽町）                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|       | 海 外 | ランプーン・シンデンゲン・カンパニー・リミテッド（タイ王国）<br>シンデンゲン・フィリピン・コーポレーション（フィリピン共和国）<br>ピーティー・シンデンゲン・インドネシア（インドネシア共和国）<br>シンデンゲン・インドア・プライベート・リミテッド（インド共和国）<br>シンデンゲン・ベトナム・カンパニー・リミテッド（ベトナム社会主義共和国）<br>広州新電元電器有限公司（中華人民共和国）<br>シンデンゲン（タイランド）カンパニー・リミテッド（タイ王国）<br>新電元（上海）電子有限公司（中華人民共和国）<br>シンデンゲン・アメリカ・インコーポレイテッド（米国）<br>新電元（香港）有限公司（中華人民共和国）<br>シンデンゲン・ユーケー・リミテッド（英国）<br>シンデンゲン・シンガポール・ピーティーイー・リミテッド（シンガポール共和国）<br>シンデンゲン・ヨーロッパ・ゲーエムベーハー（ドイツ連邦共和国） |

## (7) 従業員の状況 (2025年3月31日現在)

### ① 企業集団の従業員の状況

| 事業区分        | 従業員数 (名)      | 前連結会計年度末比増減  |
|-------------|---------------|--------------|
| デバイス事業      | 2,637 (151)   | 162名減 (17名増) |
| 電装事業        | 2,047 (1,316) | 121名増 (52名増) |
| エネルギーシステム事業 | 263 (106)     | 1名増 (4名減)    |
| 全社共通        | 304 (27)      | 15名増 (3名減)   |
| 合計          | 5,251 (1,600) | 25名減 (62名増)  |

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員は ( ) 内に当連結会計年度の平均人員を外数で記載しております。
2. 臨時従業員には、パートタイマーや契約社員及び人材派遣会社からの派遣社員を含んでおります。
3. 全社共通として記載されている従業員数は、特定セグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

### ② 当社の従業員の状況

| 従業員数          | 前事業年度末比増減  | 平均年齢   | 平均勤続年数 |
|---------------|------------|--------|--------|
| 1,080名 (127名) | 67名増 (7名増) | 42.96歳 | 17.20年 |

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時従業員は ( ) 内に当事業年度の平均人員を外数で記載しております。
2. 臨時従業員には、パートタイマーや契約社員及び人材派遣会社からの派遣社員を含んでおります。

## (8) 主要な借入先の状況 (2025年3月31日現在)

| 借入先         | 借入額       |
|-------------|-----------|
| 株式会社みずほ銀行   | 13,680百万円 |
| 株式会社三井住友銀行  | 6,810     |
| 株式会社埼玉りそな銀行 | 5,660     |
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 3,875     |

- (注) 上記には、シンジケートローンによる借入額が一部含まれております。

## (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2025年5月14日の取締役会にて、京セラ株式会社がパワーデバイス事業を分社型分割し、新たに設立予定の会社の全株式を取得し子会社化することを決議いたしました。

詳細につきましては、法令および当社定款第22条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.shindengen.co.jp/ir/stock/soukai/>) に記載の「第101回定時株主総会招集ご通知に際しての電子提供措置事項」の「連結注記表 11. 重要な後発事象に関する注記（株式取得による会社の買収）」に記載のとおりであります。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2025年3月31日現在）

|              |        |             |
|--------------|--------|-------------|
| ① 発行可能株式総数   | 普通株式   | 31,000,000株 |
|              | A種優先株式 | 5,000,000株  |
|              | B種優先株式 | 5,000,000株  |
| ② 発行済株式の総数   | 普通株式   | 10,338,884株 |
|              | A種優先株式 | －           |
|              | B種優先株式 | －           |
| ③ 株主数        | 普通株式   | 12,088 名    |
|              | A種優先株式 | －           |
|              | B種優先株式 | －           |
| ④ 大株主（上位10名） |        |             |

| 株 主 名                                                              | 持 株 数   | 持 株 比 率 |
|--------------------------------------------------------------------|---------|---------|
| 本 田 技 研 工 業 株 式 会 社                                                | 1,336千株 | 12.95%  |
| 日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト<br>信 託 銀 行 株 式 会 社 （ 信 託 口 ）                   | 876     | 8.50    |
| 中 央 日 本 土 地 建 物 株 式 会 社                                            | 502     | 4.87    |
| 株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行<br>（ み ず ほ 信 託 退 職 給 付 信 託 み ず ほ 銀 行 口 ） | 356     | 3.46    |
| 朝 日 生 命 保 険 相 互 会 社                                                | 325     | 3.16    |
| 新 電 元 工 業 協 力 会 社 持 株 会                                            | 301     | 2.92    |
| 新 電 元 工 業 従 業 員 持 株 会                                              | 228     | 2.22    |
| 損 害 保 険 ジ ャ パ ン 株 式 会 社                                            | 200     | 1.94    |
| 株 式 会 社 埼 玉 り そ な 銀 行                                              | 185     | 1.80    |
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行                                                | 138     | 1.34    |

(注) 持株比率は自己株式（普通株式21,932株）を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況

|                          | 株式の種類および数        | 交付された者の人数 |
|--------------------------|------------------|-----------|
| 取<br>（ 社 外 取 締 役 を 除 く ） | 当社普通株式<br>4,366株 | 4 名       |

(2) **新株予約権等の状況**

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2025年3月31日現在）  
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等の状況  
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況（2025年3月31日現在）

| 会社における<br>地 位          | 氏 名       | 担当および重要な兼職の状況                                                                 |
|------------------------|-----------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 代 表 取 締 役 社 長          | 田 中 信 吉   | 販売統括                                                                          |
| 取 締 役<br>兼 専 務 執 行 役 員 | 堀 口 健 治   | 技術・品質統括<br>兼 磁性部品・環境管理・安全推進担当                                                 |
| 取 締 役<br>兼 常 務 執 行 役 員 | 受 川 修     | 財務・リスクマネジメント統括<br>兼 経理・内部監査担当                                                 |
| 取 締 役<br>兼 常 務 執 行 役 員 | 佐 々 木 正 博 | 生産・SCM統括<br>兼 経営企画室長 兼 人事担当                                                   |
| 取 締 役                  | 西 山 佳 宏   | ソーダニッカ(株) 社外取締役                                                               |
| 取 締 役                  | 北 代 八 重 子 | 弁護士<br>シチズン時計(株) 社外監査役<br>(株)いなげや 社外取締役                                       |
| 常 勤 監 査 役              | 森 田 俊 英   |                                                                               |
| 監 査 役                  | 二 瓶 晴 郷   | (株)JCU 社外取締役                                                                  |
| 監 査 役                  | 辻 さ ち え   | 公認会計士<br>(株)ビズサプリ 代表取締役<br>SBSホールディングス(株) 社外取締役（監査等委員）<br>大塚ホールディングス(株) 社外監査役 |

- (注) 1. 取締役西山佳宏氏および取締役北代八重子氏の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役二瓶晴郷氏および監査役辻さちえ氏の両氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役西山佳宏氏、取締役北代八重子氏、並びに監査役二瓶晴郷氏、監査役辻さちえ氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役二瓶晴郷氏は、金融機関における国際業務を含めた長年にわたる実務経験があり、監査役辻さちえ氏は公認会計士としての専門的な知識・経験があり、両氏共、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 下記のとおり、当事業年度中に取締役の地位および担当等の異動を行っております。

| 氏 名       | 異動前                                            | 異動後                                              | 異動年月日     |
|-----------|------------------------------------------------|--------------------------------------------------|-----------|
| 田 中 信 吉   | 代表取締役社長 兼 販売統括                                 | 代表取締役社長 兼 営業統括                                   | 2025年4月1日 |
| 堀 口 健 治   | 取締役 兼 専務執行役員<br>技術・品質統括 兼 磁性部品・環境<br>管理・安全推進担当 | 取締役 兼 専務執行役員<br>技術統括                             | 2025年4月1日 |
| 受 川 修     | 取締役 兼 常務執行役員<br>財務・リスクマネジメント統括<br>兼 経理・内部監査担当  | 取締役 兼 専務執行役員<br>財務・リスクマネジメント統括<br>兼 経理・内部監査担当    | 2025年4月1日 |
| 佐 々 木 正 博 | 取締役 兼 常務執行役員<br>生産・SCM統括 兼 経営企画室長<br>兼 人事担当    | 取締役 兼 常務執行役員<br>経営企画・ものづくり・情報・環境統<br>括 兼 人事・総務担当 | 2025年4月1日 |

② 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

(1)被保険者の範囲

当社のすべての取締役、監査役および執行役員。

(2)保険契約の内容の概要

被保険者が(1)の会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を補償するもの。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じている。保険料は全額当社が負担する。

③ 取締役および監査役の報酬等

(1) 当事業年度に係る報酬等の総額等

| 区 分              | 報酬等の総額        | 報酬等の種類別の総額    |             |             | 対象となる<br>役員の員数 |
|------------------|---------------|---------------|-------------|-------------|----------------|
|                  |               | 基本報酬          | 業績連動<br>報酬等 | 非金銭<br>報酬等  |                |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 99百万円<br>(15) | 97百万円<br>(15) | —<br>(—)    | 2百万円<br>(—) | 6名<br>(2)      |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 41<br>(15)    | 41<br>(15)    | —<br>(—)    | —<br>(—)    | 3<br>(2)       |
| 合 計<br>(うち社外役員)  | 140<br>(31)   | 138<br>(31)   | —<br>(—)    | 2<br>(—)    | 9<br>(4)       |

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬に係る費用計上額2百万円（取締役（社外取締役を除く）2名2百万円）であります。
3. 取締役会は、代表取締役社長田中信吉に、取締役の個人別の報酬額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、指名・報酬委員会の審議結果を取締役会で審議した上で、取締役会決議に基づき行っております。

(2) 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の役員の報酬等に関する株主総会の決議について、取締役の金銭報酬の限度額は、1989年3月30日開催の第64回定時株主総会において月額25百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、14名です。

また別枠で、譲渡制限付株式報酬の限度額は、2019年6月27日開催の第95回定時株主総会において年額60百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の社外取締役を除く取締役の員数は、4名です。

監査役の金銭報酬の限度額は、1994年6月29日開催の第70回定時株主総会において

月額6百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。

(3) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

a.基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、取締役（社外取締役を含む）の報酬は、金銭報酬と非金銭報酬で構成し、金銭報酬は基本報酬（固定報酬）と中長期および年度の業績等に応じた変動報酬（業績連動報酬）等で構成する。

b.基本報酬(固定報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、株主総会で決議された上限額（月額25百万円以内）の範囲内において、役位等を基にして月額基準を定めた内規に従い、指名・報酬委員会の答申を基に取締役会にて決定するものとする。

c.業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等は、b項基本報酬（固定報酬）と合わせ、株主総会で決議された上限額（月額25百万円以内）の範囲内において、中長期および年度の業績等を反映した金銭報酬とし、指名・報酬委員会の答申を基に取締役会にて決定するものとする。

業績連動報酬等は、短期的な業績指標、中期的な業績指標、長期的且つESG視点の指標を組み合わせ、役位等に応じて報酬金額に反映させるものとする。

なお、業績不振の場合には、別途報酬カットを実施する場合がある。

非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬とし、株主総会で決議された上限額（年額60百万円以内）の範囲内において、役位等を基にして月額基準を定めた内規に従い、報酬の一部を譲渡制限付株式として付与するものとする。

d.金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、役位等を基にして月額基準を定めた内規に従い、指名・報酬委員会の答申を基に取締役会にて決定するものとする。

e.取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬額については業績連動部分の評価について指名・報酬委員会の審議結果を取締役会にて審議した上で、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任をうけるものとする。

#### ④ 社外役員に関する事項

##### イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役西山佳宏氏は、ソーダニッカ株式会社の社外取締役を兼務しております。ソーダニッカ株式会社と当社との間には、取引関係はありません。

取締役北代八重子氏は、シチズン時計株式会社の社外監査役、および株式会社いなげやの社外取締役を兼務しております。シチズン時計株式会社、および株式会社いなげやと当社との間には、取引関係はありません。

監査役二瓶晴郷氏は、株式会社JCUの社外取締役を兼務しております。株式会社JCUと当社との間には、取引関係はありません。

監査役辻さちえ氏は、株式会社ビズサプリの代表取締役、SBSホールディングス株式会社の社外取締役（監査等委員）、および大塚ホールディングス株式会社の社外監査役を兼務しております。株式会社ビズサプリ、SBSホールディングス株式会社、および大塚ホールディングス株式会社と当社との間には、取引関係はありません。

##### ロ. 当事業年度における主な活動状況

- ・ 取締役会への出席状況、発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

取締役会は13回開催され、取締役西山佳宏氏が13回、取締役北代八重子氏が13回出席し、それぞれ専門的な立場から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査役二瓶晴郷氏が13回、監査役辻さちえ氏が13回出席し、専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

- ・ 監査役会への出席状況および発言状況

監査役会は13回開催され、監査役二瓶晴郷氏が13回、監査役辻さちえ氏が13回出席し、それぞれ監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

##### ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役西山佳宏氏および北代八重子氏、並びに監査役二瓶晴郷氏および辻さちえ氏は、当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名 称 EY新日本有限責任監査法人
- ② 報酬等の額

| 名 称           | 当 事 業 年 度 に 係 る 会 計 監 査 人<br>の 報 酬 等 の 額 | 当社および子会社が会計監査人に<br>支払うべき金銭その他の財産上の<br>利 益 の 合 計 額 |
|---------------|------------------------------------------|---------------------------------------------------|
| EY新日本有限責任監査法人 | 63百万円                                    | 63百万円                                             |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておりませんので、上記金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めております。
2. 監査役会は、会計監査人から提出を受けた監査計画の内容及び監査報酬の見積り根拠、従前の事業年度における会計監査人の職務執行状況、監査報酬の推移、取締役その他社内関係部署からの報告を踏まえ、検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しております。
3. 当社の子会社には、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（当該法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けているものがあります。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、監査役会が必要と判断した場合には、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることとします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨およびその理由を報告します。

## (5) 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会における決議により、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針を定めております。

当該基本方針の内容は次のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について
  - (1) 取締役及び使用人の法令を遵守する基盤として、「新電元グループ行動指針」を定め、周知徹底を図ります。
  - (2) 取締役会は、コンプライアンスのための体制を含む内部統制システムの整備方針・計画について決定するとともに、定期的に状況報告を受けます。
  - (3) 執行役員制度により、取締役の職務執行(意思決定・監督)機能と執行役員の職務執行(業務執行)機能とを分離し、適正かつ効率的な業務執行を図るとともに、取締役の監視機能を強化します。
  - (4) 監査役は、独立した立場から、内部統制システムの整備・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査します。
  - (5) 内部監査部門により、内部統制システムが有効に機能しているか確認し、整備方針・計画の実行状況を監視します。
  - (6) 内部通報制度(企業倫理ホットライン/社内及び社外の相談窓口)により、法令違反等を未然に防ぐ体制を整備します。受け付けた通報は、通報検討委員会にて内容を精査し、調査及び再発防止の徹底を図ります。
  - (7) 内部通報制度により、内部通報を行った者が、通報等をしたことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保するための体制をとります。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制について  
取締役会議事録、稟議書、各種契約書、通達文書等取締役の職務執行に係る情報については、文書規定の定めるところに従い文書又は電磁的媒体にて適切に保存・管理する一方で、漏洩等の危険に対して都度必要な措置を講じるとともに、必要かつ正当な関係者が閲覧できる体制を整備します。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制について
- (1) 会社における個々の損失の危険(環境、災害、品質、輸出管理等のリスク)については、それぞれのリスクを管理する取締役の指示のもと、対応部署が各規定・規則類の整備を行い、予防及び事後対応策の検討並びに実行、教育、監査等の活動を行います。
  - (2) 個々のリスクに対し必要に応じ組織横断的な専門委員会を設置し、上記同様の運用を行います。
  - (3) 内部監査部門により、企業集団におけるリスク・マネジメントが有効に機能しているか、マニュアルを制定し、その実行状況を監視します。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について
- (1) 取締役の担当区分を定め、その職務の遂行が効率的に行われる体制をとります。
  - (2) 執行役員への権限委譲により業務執行のスピードアップを図り、取締役会は意思決定及び監督機能に注力します。
  - (3) 達成すべき目標として中期経営計画を定め、当該年度の経営方針に沿った年次計画を策定するとともに、事業部門等の業務目標を設定し、実施すべき具体的な施策を実行します。
- ⑤ 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制について
- (1) 企業集団における業務の適正を確保するため、「新電元グループ行動指針」の周知徹底を図ります。
  - (2) 子会社管理規定の定めるところに従い、各事業部門及び各種委員会を通じて、子会社は親会社が必要とする資料提出等により、業務及び財務の状況、事業計画に対する進捗等の報告を行うことで、グループ一体となった運営を行います。
  - (3) 各子会社の機関決定に関わるルールの明確化を図ります。
  - (4) 監査役は、独立した立場から、子会社について、内部統制システムの整備・運用状況を含め監査職務を遂行します。
  - (5) 企業集団としての内部通報制度(企業倫理ホットライン)により、子会社における法令違反等を未然に防ぐ体制をとります。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項について
- 監査役の職務を補助する機関として専任の監査役付を置き、適切な人材を配置します。

- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項について  
補助使用人の適切な職務の遂行のため、補助使用人の人事考課及び人事異動については監査役監査基準(規定)の定めるところに従い、監査役の同意をもって決定します。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制について  
取締役及び使用人は、監査役に対して法定の事項に加え、当社及び関係会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報の状況(守秘義務に配慮)、あらかじめ監査役と協議して定めたその他の報告事項等について適宜報告します。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制について
- (1) 代表取締役と監査役は、相互の意識向上を図るため、定期的な会合をもちます。
  - (2) 監査役の職務の適切な遂行のため、監査役と関係会社等の取締役等との意思疎通、情報の収集・交換が適切に行えるよう協力します。
  - (3) 監査役の職務遂行にあたり、監査役が必要と認めた場合に、弁護士、会計監査人等の外部専門家と連携を図れる体制をとります。
  - (4) 監査役の職務遂行上必要な費用について、監査役が前払または償還を請求したときは、当該費用が必要でないと認められた場合を除き、請求に従い必要な支払を行います。
- ⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況
- (1) 市民社会の秩序と安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を持たず、さらにそれらからの要求を断固拒否します。
  - (2) 総務部が対応統括部署となり関係機関等と緊密に連携し助言、指導を受ける他、「対応マニュアル」を定め、体制を整備しています。

## (6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下の通りであります。

### ① 内部統制システムについて

コンプライアンスのための体制を含む内部統制システムに関して、内部監査部門により当社グループの整備方針・計画の実行状況について内部監査を実施し、取締役会および監査役会への定期報告を実施いたしました。またコンプライアンス委員会およびコンプライアンス部門にて関連規定を整備し、当社グループのコンプライアンスに関する課題に対応するとともに、問題発生の未然防止に努めております。

### ② リスク・マネジメント体制について

損失の危険(環境、災害、品質、輸出管理等のリスク)については、それぞれのリスク管理対応部署により規定・規則類の整備を行い、リスクの評価・予防、施策の実行、教育および監査等の活動を実施いたしました。

企業集団におけるリスク・マネジメントについては、当社グループ各社のセルフ・アセスメントおよび内部監査部門による内部監査により監視を実施しております。

### ③ 子会社経営管理について

当社「子会社管理規定」に基づき、各事業部門および各種委員会は、子会社の資料提出等により、業務・財務の状況、事業計画の進捗等の報告を受けております。

### ④ 取締役の職務執行について

当事業年度において、取締役会を13回実施し、法令、定款および取締役会規定に定められた経営上重要な事項の決定および職務執行の監督を実施しました。

### ⑤ 監査役の職務遂行について

当事業年度において、監査役会を13回実施し、取締役の職務執行の監査を実施しました。監査役は、取締役および使用人から法定の事項、経営上の重要な事項、内部監査の実施状況、内部通報の状況等の報告を受けております。

また監査役の機能強化のため、業務執行から独立した専任の使用人が監査役の業務の補助にあたっております。

## (7) 会社の支配に関する基本方針

### ① 会社の支配に関する基本方針の内容の概要

当社は、上場会社として当社株式の自由な売買が認められる以上、当社の財務および事業の方針を支配する者については、最終的には株主の皆様の自由な意思に基づき決定されることが基本であると考えます。また、当社株式に対して特定の者から大量買付行為が為された場合、株主の皆様が当該買付行為を受け入れるか否かの適切なご判断を行うためには、買付者および当社取締役会双方から必要かつ十分な情報が提供される必要があると考えます。従って、当社株式に対する大量買付行為が合理的なルールに従って行われる体制を整えておくことが、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上に合致するものと考えます。

一方、大量買付行為の中には、株主の皆様に株式の売却を強要する仕組みを有するものや、当社に回復し難い損害を与えるおそれのあるものなど、株主共同の利益を著しく損なうものもないとはいえません。当社は、このような買付行為またはこれに類する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針を支配する者としては不適切であり、当社の財務および事業の方針を支配する者は、当社を支える様々なステークホルダーとの信頼関係を維持し、当社グループの企業価値を高め、株主共同の利益の確保・向上のため、中長期の視点に立ち、安定的な経営体制を堅持する者でなければならないと考えます。

### ② 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組みの具体的な内容の概要

#### (1) 中期的な企業価値向上のための取組み

当社グループは、持続的に成長していくことに主眼をおき、2030年度を見据えた「長期ビジョン2030」を掲げ、2027年度までの「第17次中期経営計画」の方針として「強固な事業基盤の確立と資本効率の向上により成長ステージへ」と定めました。具体的には、「稼ぐ体質づくり」「成長分野へのリソース集中投下」「ターゲット市場の開拓」「サステナビリティ経営の推進」を掲げ、これらの方針を推進するため組織を刷新し、戦略的なリソース配分を実施するとともにキャッシュアロケーション・財務戦略を強化することにより、資本コストや株価を意識した経営を推進してまいります。

#### (2) 不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止する取組み

当社は、2007年5月30日開催の取締役会にて「当社株式の大量買付行為への対応方針（買収防衛策）」の導入を決議し、2007年6月28日開催の第83回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただいております。

さらに、2010年6月29日開催の第86回定時株主総会において、取締役会での検討期間の延長期間の短縮や対抗措置の発動要件に株主の皆様のご承認を加える等の一部の修正を行った上で、本対応方針の継続について株主の皆様のご承認をいただいております。

2013年6月27日開催の第89回定時株主総会において、同一の内容で株主の皆様のご承認をいただいております。

また、2016年6月29日開催の第92回定時株主総会において、対抗措置の内容を新株予約権の無償割当てに限定し、さらに本プランがよりわかりやすいものとなるよう、字句の整備、表現等の変更を行った上で、本対応方針の継続について株主の皆様のご承認をいただいております。

そして、2019年6月27日開催の第95回定時株主総会において、一部の文言を修正した内容で株主の皆様のご承認をいただいております。

さらに、2022年6月29日開催の第98回定時株主総会において、取締役会の恣意的判断を排除することを明確化するため、独立委員会を新たに設置し、その勧告を最大限尊重する仕組みとする等、プランの一部を変更した内容で株主の皆様のご承認をいただいております。

本対応方針では、大量買付行為が行われようとする際に、当社取締役会は大量買付者に対して情報の提供を求め、提供された情報を評価・検討し、取締役会としての意見を取りまとめて開示します。また、当社取締役会は必要に応じて大量買付者と交渉し、または株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

一方、大量買付者が大量買付ルールを遵守していない場合、または大量買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大量買付行為が会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される大量買付行為（東京高裁が濫用的買収として例示した4類型および高圧的2段階買収）であると当社取締役会が判断した場合には、例外的に新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置をとることがあります。なお、対抗措置をとる場合には、その判断の合理性および公正性を担保するため、当社取締役会による検討、交渉、意見形成および代理案立案と並行して、独立委員会は対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとします。また、当社取締役会は独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

なお、本方針は、2025年6月27日開催予定の第101回定時株主総会（以下、「本総会」といいます。）において期限を迎えることとなりますが、本総会において株主の皆様のご承認を頂けることを条件に、現プランの文言等の整理を加えた上で、更新する予定であります。

本方針の詳細に関しましては、当社ウェブサイト  
(<https://www.shindengen.co.jp/ir/>) に掲載しております。

# 連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目                    | 金 額            | 科 目                      | 金 額            |
|------------------------|----------------|--------------------------|----------------|
| <b>(資 産 の 部)</b>       | <b>136,496</b> | <b>(負 債 の 部)</b>         | <b>70,352</b>  |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>84,189</b>  | <b>流 動 負 債</b>           | <b>30,920</b>  |
| 現 金 及 び 預 金            | 20,397         | 支 払 手 形 及 び 買 掛 金        | 13,844         |
| 受 取 手 形 及 び 売 掛 金      | 18,949         | 短 期 借 入 金                | 9,260          |
| 商 品 及 び 製 品            | 12,039         | 1 年 内 償 還 予 定 の 社 債      | 525            |
| 仕 掛 品                  | 6,306          | リ ー ス 債 務                | 295            |
| 原 材 料 及 び 貯 蔵 品        | 19,636         | 未 払 法 人 税 等              | 215            |
| そ の 他                  | 6,885          | 賞 与 引 当 金                | 803            |
| 貸 倒 引 当 金              | △25            | そ の 他                    | 5,977          |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>52,307</b>  | <b>固 定 負 債</b>           | <b>39,431</b>  |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>35,150</b>  | 社 債                      | 800            |
| 建 物 及 び 構 築 物          | 16,175         | 長 期 借 入 金                | 28,825         |
| 機 械 装 置 及 び 運 搬 具      | 9,028          | リ ー ス 債 務                | 576            |
| 土 地                    | 4,373          | 繰 延 税 金 負 債              | 2,785          |
| リ ー ス 資 産              | 514            | 退 職 給 付 に 係 る 負 債        | 5,176          |
| 建 設 仮 勘 定              | 2,724          | 製 品 保 証 引 当 金            | 329            |
| そ の 他                  | 2,334          | 資 産 除 去 債 務              | 892            |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>548</b>     | そ の 他                    | 46             |
| ソ フ ト ウ エ ア            | 506            | <b>(純 資 産 の 部)</b>       | <b>66,144</b>  |
| そ の 他                  | 41             | 株 主 資 本                  | 50,205         |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>16,607</b>  | 資 本 金                    | 17,823         |
| 投 資 有 価 証 券            | 14,913         | 資 本 剰 余 金                | 7,729          |
| 繰 延 税 金 資 産            | 268            | 利 益 剰 余 金                | 24,733         |
| 退 職 給 付 に 係 る 資 産      | 500            | 自 己 株 式                  | △80            |
| そ の 他                  | 969            | <b>その他の包括利益累計額</b>       | <b>15,938</b>  |
| 貸 倒 引 当 金              | △45            | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金  | 4,098          |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>136,496</b> | 為 替 換 算 調 整 勘 定          | 5,072          |
|                        |                | 退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額  | 6,767          |
|                        |                | <b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b> | <b>136,496</b> |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 2024年 4 月 1 日)  
(至 2025年 3 月 31日)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額     |
|-----------------|---------|
| 売上高             | 105,830 |
| 売上原価            | 91,478  |
| 売上総利益           | 14,352  |
| 販売費及び一般管理費      | 14,223  |
| 営業利益            | 128     |
| 営業外収益           |         |
| 受取利息            | 380     |
| 受取配当金           | 639     |
| 雑収益             | 263     |
| 営業外費用           |         |
| 支払利息            | 369     |
| 雑損失             | 1,565   |
| 経常損失            | 523     |
| 特別利益            |         |
| 投資有価証券売却益       | 182     |
| 特別損失            |         |
| 事業構造改善費用        | 1,412   |
| 税金等調整前当期純損失     | 1,754   |
| 法人税、住民税及び事業税    | 1,216   |
| 法人税等調整額         | △535    |
| 当期純損失           | 2,436   |
| 親会社株主に帰属する当期純損失 | 2,436   |
|                 |         |
|                 |         |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2024年 4 月 1 日)  
(至 2025年 3 月 31日)

(単位：百万円)

|                         | 株 主 資 本 |           |           |         |             |
|-------------------------|---------|-----------|-----------|---------|-------------|
|                         | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
| 当 期 首 残 高               | 17,823  | 7,732     | 28,510    | △95     | 53,970      |
| 当 期 変 動 額               |         |           |           |         |             |
| 剰 余 金 の 配 当             |         |           | △1,340    |         | △1,340      |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純損失(△)  |         |           | △2,436    |         | △2,436      |
| 自己株式の取得                 |         |           |           | △0      | △0          |
| 自己株式の処分                 |         | △3        |           | 16      | 12          |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) |         |           |           |         |             |
| 当期変動額合計                 | －       | △3        | △3,776    | 15      | △3,764      |
| 当 期 末 残 高               | 17,823  | 7,729     | 24,733    | △80     | 50,205      |

|                         | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 |                      |                               |                                 | 純 資 産 合 計 |
|-------------------------|-----------------------|----------------------|-------------------------------|---------------------------------|-----------|
|                         | その他有価証券<br>評価差額金      | 為 替 換 算 定<br>調 整 勘 定 | 退 職 給 付 に<br>係 る 調 整 額<br>累 計 | そ の 他 の<br>包 括 利 益<br>累 計 額 合 計 |           |
| 当 期 首 残 高               | 6,627                 | 3,347                | 6,971                         | 16,946                          | 70,917    |
| 当 期 変 動 額               |                       |                      |                               |                                 |           |
| 剰 余 金 の 配 当             |                       |                      |                               |                                 | △1,340    |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純損失(△)  |                       |                      |                               |                                 | △2,436    |
| 自己株式の取得                 |                       |                      |                               |                                 | △0        |
| 自己株式の処分                 |                       |                      |                               |                                 | 12        |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) | △2,528                | 1,724                | △204                          | △1,008                          | △1,008    |
| 当期変動額合計                 | △2,528                | 1,724                | △204                          | △1,008                          | △4,773    |
| 当 期 末 残 高               | 4,098                 | 5,072                | 6,767                         | 15,938                          | 66,144    |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目      | 金 額     | 科 目          | 金 額     |
|----------|---------|--------------|---------|
| (資産の部)   | 101,159 | (負債の部)       | 64,662  |
| 流動資産     | 55,886  | 流動負債         | 24,566  |
| 現金及び預金   | 5,455   | 電子記録債権       | 1,014   |
| 現金及び預金   | 1,823   | 買掛金          | 8,697   |
| 現金及び預金   | 18,048  | 短期借入金        | 9,260   |
| 現金及び預金   | 7,667   | 1年内償還予定の社債   | 525     |
| 現金及び預金   | 976     | 未払金          | 1,656   |
| 現金及び預金   | 8,405   | 未払費用         | 263     |
| 現金及び預金   | 899     | 預り金          | 2,396   |
| 現金及び預金   | 177     | 賞与引当金        | 394     |
| 現金及び預金   | 2,356   | リース債務        | 105     |
| 現金及び預金   | 5,377   | その他          | 252     |
| 現金及び預金   | 20      | 固定負債         | 40,096  |
| 現金及び預金   | 4,641   | 社債           | 800     |
| 現金及び預金   | 39      | 長期借入金        | 28,825  |
| 現金及び預金   | △3      | リース債務        | 55      |
| 固定資産     | 45,272  | 繰延税金負債       | 1,236   |
| 有形固定資産   | 14,389  | 退職給付引当金      | 8,154   |
| 建物       | 10,257  | 製品保証引当金      | 329     |
| 構築物      | 515     | 資産除去債務       | 695     |
| 機械及び装置   | 1,152   | (純資産の部)      | 36,496  |
| 車両運搬具    | 0       | 株主資本         | 32,399  |
| 工具       | 722     | 資本金          | 17,823  |
| 土地       | 1,176   | 資本剰余金        | 7,729   |
| 建物       | 141     | 資本準備金        | 6,031   |
| 無形固定資産   | 424     | その他資本剰余金     | 1,697   |
| 電話加入権    | 455     | 利益剰余金        | 6,927   |
| ソフトウェア   | 18      | その他利益剰余金     | 6,927   |
| その他の資産   | 14      | 繰越利益剰余金      | 6,927   |
| 投資その他の資産 | 30,427  | 自己株式         | △80     |
| 投資有価証券   | 13,292  | 評価・換算差額等     | 4,097   |
| 関係会社株    | 9,336   | その他有価証券評価差額金 | 4,097   |
| 関係会社出資   | 0       |              |         |
| 関係会社長期貸付 | 1,693   |              |         |
| 関係会社長期貸付 | 5,628   |              |         |
| 関係会社長期貸付 | 66      |              |         |
| 関係会社長期貸付 | 32      |              |         |
| 関係会社長期貸付 | 423     |              |         |
| 関係会社長期貸付 | △45     |              |         |
| 資産合計     | 101,159 | 負債及び純資産合計    | 101,159 |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 2024年 4 月 1 日)  
(至 2025年 3 月 31日)

(単位：百万円)

| 科 目          | 金 額    |
|--------------|--------|
| 売上高          | 85,876 |
| 売上原価         | 81,458 |
| 売上総利益        | 4,417  |
| 販売費及び一般管理費   | 9,595  |
| 営業損失         | 5,178  |
| 営業外収益        |        |
| 受取利息及び配当金    | 2,591  |
| 雑収益          | 1,231  |
| 営業外費用        |        |
| 支払利息         | 379    |
| 雑損失          | 1,602  |
| 経常損失         | 3,337  |
| 特別利益         |        |
| 関係会社株式売却益    | 179    |
| 投資有価証券売却益    | 2      |
| 特別損失         |        |
| 関係会社支援損      | 385    |
| 事業構造改善費用     | 133    |
| 税引前当期純損失     | 3,674  |
| 法人税、住民税及び事業税 | 261    |
| 法人税等調整額      | △602   |
| 当期純損失        | 3,333  |
|              |        |
|              |        |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(自 2024年 4 月 1 日)  
(至 2025年 3 月 31日)

(単位：百万円)

|                         | 株 主 資 本 |           |                |              |                           |              |         |                |
|-------------------------|---------|-----------|----------------|--------------|---------------------------|--------------|---------|----------------|
|                         | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |                |              | 利 益 剰 余 金                 |              | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 計<br>合 |
|                         |         | 資 準 備 金   | そ の 他<br>資本剰余金 | 資本剰余金<br>合 計 | そ の 他<br>利益剰余金<br>繰越利益剰余金 | 利益剰余金<br>合 計 |         |                |
| 当 期 首 残 高               | 17,823  | 6,031     | 1,700          | 7,732        | 11,601                    | 11,601       | △95     | 37,061         |
| 当 期 変 動 額               |         |           |                |              |                           |              |         |                |
| 剰 余 金 の 配 当             |         |           |                |              | △1,340                    | △1,340       |         | △1,340         |
| 当期純損失(△)                |         |           |                |              | △3,333                    | △3,333       |         | △3,333         |
| 自己株式の取得                 |         |           |                |              |                           |              | △0      | △0             |
| 自己株式の処分                 |         |           | △3             | △3           |                           |              | 16      | 12             |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) |         |           |                |              |                           |              |         |                |
| 当期変動額合計                 | －       | －         | △3             | △3           | △4,674                    | △4,674       | 15      | △4,661         |
| 当 期 末 残 高               | 17,823  | 6,031     | 1,697          | 7,729        | 6,927                     | 6,927        | △80     | 32,399         |

|                         | 評価・換算<br>差 額 等<br>そ の 他<br>有 価 証 券<br>評 価 差 額 金 | 純 資 産<br>合 計 |
|-------------------------|-------------------------------------------------|--------------|
| 当 期 首 残 高               | 6,626                                           | 43,687       |
| 当 期 変 動 額               |                                                 |              |
| 剰 余 金 の 配 当             |                                                 | △1,340       |
| 当期純損失(△)                |                                                 | △3,333       |
| 自己株式の取得                 |                                                 | △0           |
| 自己株式の処分                 |                                                 | 12           |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) | △2,529                                          | △2,529       |
| 当期変動額合計                 | △2,529                                          | △7,191       |
| 当 期 末 残 高               | 4,097                                           | 36,496       |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 独立監査人の監査報告書

2025年5月20日

新 電 元 工 業 株 式 会 社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東 京 事 務 所  
指定有限責任社員 公認会計士 腰 原 茂 弘  
業 務 執 行 社 員  
指定有限責任社員 公認会計士 井 上 拓  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、新電元工業株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新電元工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2025年5月20日

新 電 元 工 業 株 式 会 社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東 京 事 務 所  
指定有限責任社員 公認会計士 腰 原 茂 弘  
業 務 執 行 社 員  
指定有限責任社員 公認会計士 井 上 拓  
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、新電元工業株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第102期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第102期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、往査あるいはインターネット等を経由した手段も活用しながら、本社及び主要な事業所の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月20日

新電元工業株式会社 監査役会

常勤監査役 森 田 俊 英

監 査 役 二 瓶 晴 郷

監 査 役 辻 さ ち え

(注) 監査役二瓶晴郷及び監査役辻さちえは、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

# 株主総会会場ご案内図

## 会場

### TKPガーデンシティPREMIUM池袋

東京都豊島区南池袋1-16-15 ダイアゲート池袋 4階

## 交通

西武池袋線

池袋駅 西武南口 ..... 徒歩1分

JR山手線

東京メトロ 有楽町線  
丸ノ内線  
副都心線

池袋駅 東口 ..... 徒歩5分



- ・当日、車いすでご来場の株主様には、会場内に専用スペースを設けています。ご要望に応じて、お席やお手洗いへの誘導をお手伝いさせていただきますので、運営スタッフまでお申し出ください。
- ・介助または手話通訳が必要な株主様に限り、介助者、手話通訳者および介助犬の同席は可能ですので、同席をご希望の場合は、当日受付にてお申し出ください。(会場内では介助者または手話通訳者としての言動に制限されます。)



ユニバーサルデザイン (UD) の考えに基づいた見やすいデザインの文字を採用しています。

